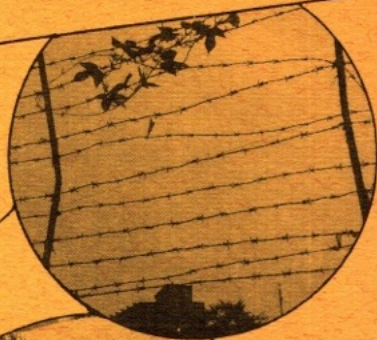
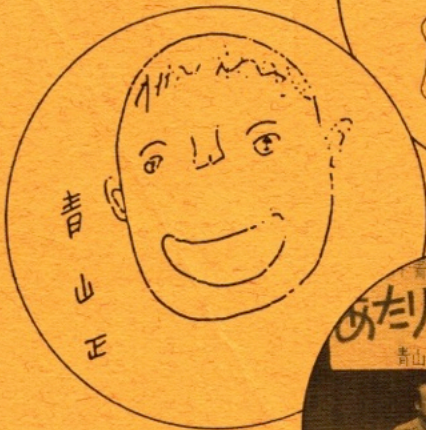


1984年8月20日第三種郵便認可（毎月6回 1, 5, 10, 15, 20, 25の日）
1990年7月31日発行 KSK 増刊通巻第 290号

KSK

新版

殺したんじゃ ねえもの



野田事件

青山正さんにあたりまえの無罪を！

作詞・作曲
町田茂雄

殺したんじやねえもの
殺したんじやねえもの
殺したんじやねえもの
殺したんじやねえもの
殺したんじやねえもの
殺したんじやねえもの
殺したんじやねえもの
殺したんじやねえもの



❀
くりかえし

裁判所であの人たちが
ぼくにこう言ったんだ
あんたにはおばあちゃんがいる
女の子にも家族がいる
その時はじめてわかったんだ
本当のことを言わなくっちゃ
ぼくは何もしてない

❀
くりかえし

本當の事を言っているだけだよ
だってぼく殺したんじやねえもの
だってぼく殺したんじやねえもの

(面会に行く人は救援連絡センターまでご連絡ください)

目次

2つの発端……………	2
野田市瀬戸の風景……………	4
第一審公判の経過と問題点……………	6
控訴審から上告審へ……………	12
野田事件年表（八七年一月～九〇年三月）……………	16
物証等のなぞ……………	17
「秘密の暴露」?? ネーム片……………	18
金属粉は証拠になるのか……………	27
支援メッセージ（PART1）……………	29
裁判に出された証拠……………	30
支援メッセージ（PART2）……………	32
あゝ不思議? 指紋もなければ足跡もない……………	33
獄中医療について……………	37
本当はやってねえものー自供調書を読むー……………	38
自白の鑑定を読んでの僕が思うこと……………	40
青山さんとの面会日誌（八九年三月～九〇年二月）……………	42
精神鑑定の問題性・差別性……………	50
ある「障害」者との関わりを通して……………	53
地域に生きる「障害」者パート2……………	53
野田事件、その本質……………	57
至るところに「障害」者差別……………	57

2つの発端

一九七九（昭和五四）年九月一日、千葉県野田市で、午後二時に学校を出た関根恵津子ちゃん（小学校一年生）が、午後二時半頃の目撃を最後に行方不明になりました。夜になって、家族から届け出を受けた野田署は、地元住民や消防団員、学校関係者ら五〇人程と共に通学路一帯を搜索し、午後九時過ぎ、青山正さんの家のすぐ裏にある竹林の古井戸に新しい盛り土があるのを発見しました。そして、その土砂の下から、両手足を縛られた全裸の恵津子ちゃんの遺体が出てきたのです。これが「野田事件」の一つ目の発端です。

解剖の所見によると、口の中に彼女のハンカチとパンティがつめ込まれ、頭頂部に直径三〇cmの陥没骨折、膣と肛門に深い傷があつて、膣の中には単三乾電池二本が入っていました。死因は「氣道閉塞による窒息死」、ハンカチが口をふさいで息ができなくなったために、恵津子ちゃんの命はわずか六年で断たれたのです。

事件の起こった野田市瀬戸地区は、利根川と利根運河にはさまれた静かな農村地帯でした。その静かさが一夜にして破れ、住民の間には大きな動揺が走りました。そしてマスコミは一斉に「変質者」キャンペーンを始めます。一方警察は、犯人に結びつく手がかりが全くないまま、事件の翌日から青山さんの家に二人の刑事が上がりこみ、青山さんと話をしたり彼の動静をうかがったりしたのです。

そして九月二九日の朝、事件発生から一八日後に「殺人・死体遺棄」の容疑で青山さんが逮捕されました。その時青山さんは、家族の方を振り返って「やってないのに……やってないのに」と二度繰り返したということです。これが「野田事件」の二つ目の発端、冤罪「野田事件」の発端です。

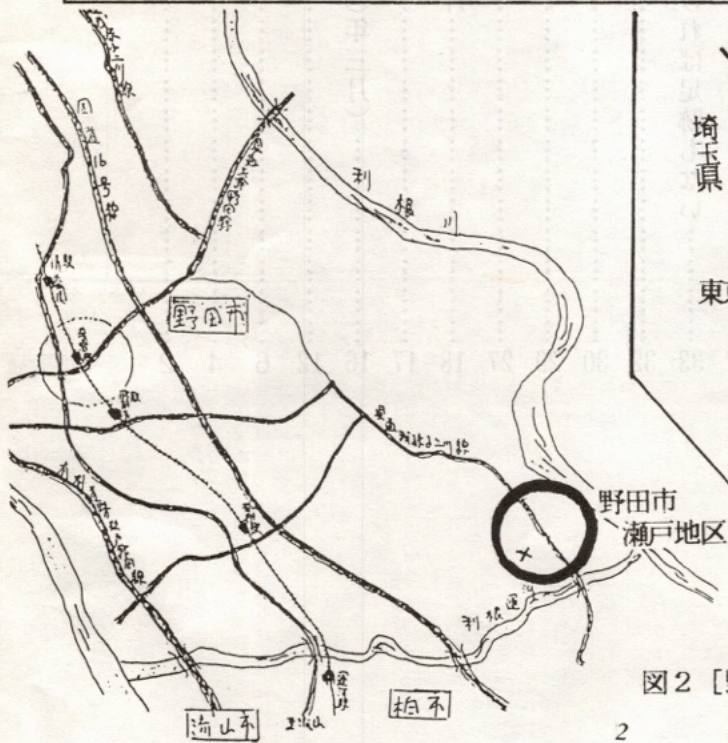
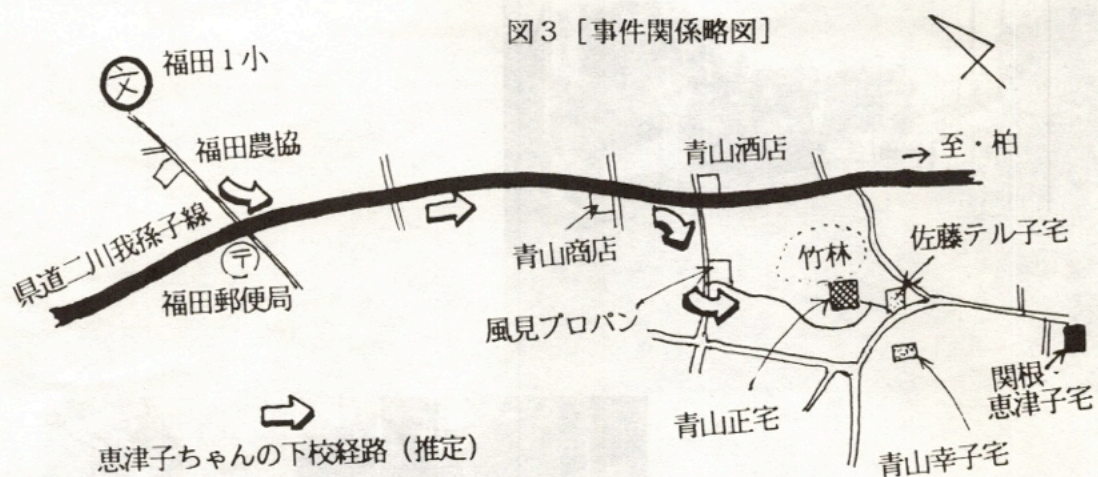


図1 [千葉県略図]

図2 [野田市略図(検証調書より)]

×印が遺体発見現場

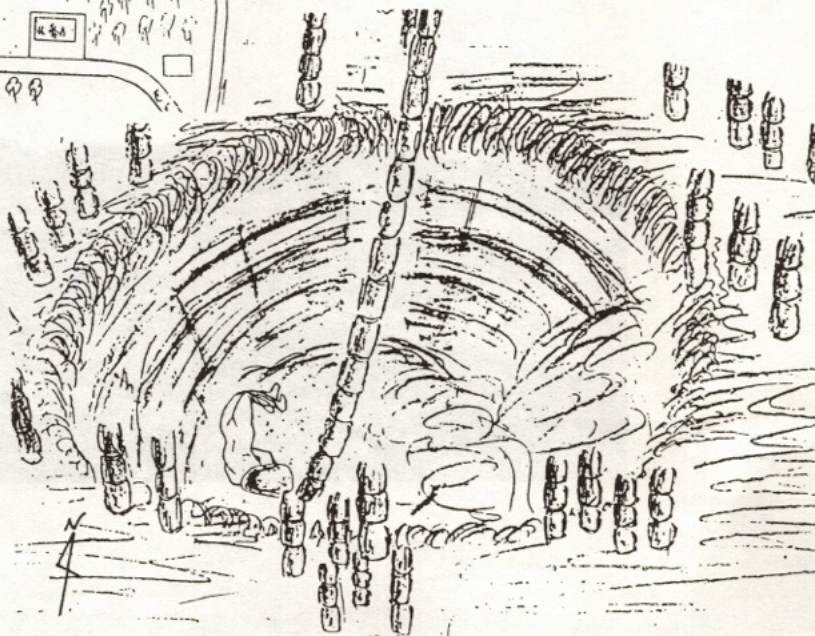
図3 [事件関係略図]

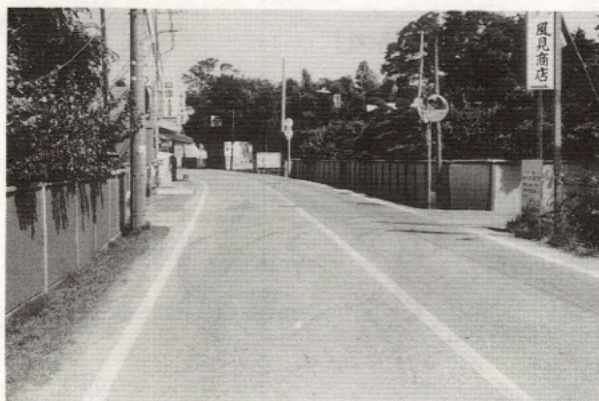


⇐ 図4 [竹林周辺]

⇓ 図5 [遺体発見状況]

(いずれも実況見分調書より)





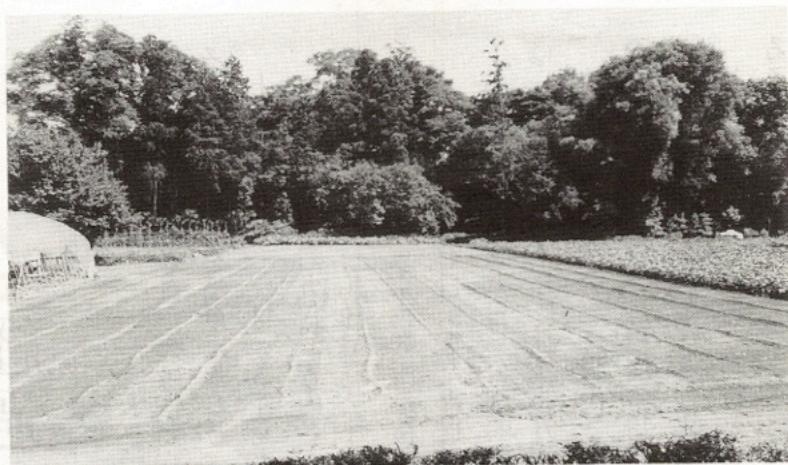
福田第一小学校への
恵津子ちゃんの
通学路



野田市瀬戸の風景

——10年以上前、ここで事件が——





古井戸のある竹林



竹林横の道

県道から「風見商店」への道



第一審公判の 経過と問題点

第一審が開始されたのは一九八〇年一月二十八日だが、それまでの経過を簡単にみると、

七九年 九月一日 事件発生

九月二十九日 青山さん逮捕される

一〇月一五日～一二月一五日

東京拘置所に精神鑑定のため留置

一二月七日 鑑定書提出

八〇年 一月二十八日 公判開始

◎「精神鑑定」そして訴訟能力

弁護人は第一回公判で青山さんは精神鑑定によれば「Q三六、五才一〇ヵ月程度の知能であり、「訴訟能力なし」で控訴棄却されるべきと主張した。訴訟能力とは「被告人としての重要な利害を理解し、相当な防御をすることのできる能力」という判例、通説に基づき、「訴訟能力なし」とする主張である。

第二回公判は精神鑑定を行った東京医科歯科大の中田修が証人として出廷した。

中田修は保安処分推進派の親玉であるのだが、鑑定書の至る所で、「精神障害者」「精薄者」のことを精神異常者と書いており、人権感覚などひとつも持ち合わせていない人間である。中田はデタラメな鑑定の中で「青山正は児性愛者で、異常性欲者の青山が犯人であることは間違いない、このような人間は必ず再犯をおこなうから、断種・去勢すべきである」と述べている。

中田は証人尋問の中で訴訟能力についてドイツ等の被告人を訴訟の受動的な対象とする考えを支持すると述べ、「訴訟能力なし」としていつまでも裁判を開かない状態は被告人のためにはならない。「有能な弁護士がつけば訴訟能力なしとはいえない」という鑑定結果をだした理由を述べた。

中田の差別と憎悪に満ちた精神鑑定は論外として、精神鑑定が裁判で事実関係が争われる以前に、警察関係の資料を基になされるが故の危険があり、このような鑑定をもとにする訴訟能力議論は危険きわまりない。

私たちも青山さんが無実であるという立場から、「訴訟能力なし」「犯罪を犯したけれど裁判ができないから罪に問わない」などという決定を望むものではない。中田の「有能な弁護士をつければ・・・」という主張は青山さんを「犯人」としたてる検察の意を体现したものである。

訴訟能力で鋭く対立



「わからない」連発

恵津子ちゃん殺し初公判

中田鑑定 解釈に隔り

【本紙記者東京二日電】「わからない」という言葉が、検察側から「実質審議に入るべき」という意見書があいついで出された。この後弁護側からの推薦で墨東病院の西山詮医師による精神鑑定がなされ、八〇年九月三日鑑定結果がだされた。結論は「訴訟能力なし」というものだった。検察側からは「実質審議に入るべき」、弁護側からは「控訴棄却を求める」という意見書があいついで出された。

地裁松戸支部 三十分で閉廷

裁判所はこの訴訟能力論は保留にしたまま八一年三月（第三回公判）から実質審議にはいった。弁護側も事実関係で無罪を主張していくことを方針化した。

◎事件捜査の警察官達証人に

第五回公判には現場検証をおこなった安川敏夫（当時野田署）が出廷した。指紋・足跡をどこから、いくつとったのか、鑑定したのか、青山さんと一致するものはあったのか、弁護士の問いには「調書をみなければわかりません」という主張を繰り返した。また古井戸の中から出たオロナミンCのビンに残っていた二〇〇Cの液体については「マシン油のようなにおいがした」と答えている。

又九月一二日の現場検証を三時～五時半までしかやらず、遺留品がみつかったに何でこんな短時間に終わったのかの問いにも日没であったためとしか答えていない。しかし問題は、現場検証ではなく、遺留品の捜索である。捜索は朝から百人以上の捜査員、消防団を動員してやっていたのである。なのに被害者のカバンが死体発見現場の古井戸からわずか一七・九mの地点なのに発見されず、翌一三日の朝発見されたというこの疑問は残り続けた。第六回公判には県警派遣の越川保が出廷した。越川は家宅捜索の際押収した、トランジスタラジオに鎖でつながれた定期入れを、なぜその場で調べなか

ったのかという問いに「時間がなかったので、持ちかえって調べるつもりであった」と答えている。しかし、カバンのネーム片をその捜索の目的にしているのに、この黒いビニールテープで巻かれた不思議な物の中身を調べなかったということが信用できようか。しかもこのテープをはがさなければ「財布付き定期入れ」ということはわからないのに、押収品目録にはしっかりと書いているのである。同じ日の証人としてでたSさんは青山さんに内職の仕事を回していた人だが、仕事中に悲鳴のようなものと、青山さんの足音らしきものを聞いたという。機械の音がしている中でこれらの音が聞こえたという証言には疑問が多い。また内職の仕事量も一日平均三、四箱であったといっているのはSさんだけで、他の人の日によってバラつきがあったという証言とも矛盾している。

第八回公判にこの事件の最大の物証であるカバンのネームの隠し場所を青山さんに「自由」させたことになっている疑惑の人―県警派遣の宮崎四郎が登場した。

宮崎は一〇月四日「ネーム片を川に捨てた」五日「ポケットに隠した」八日にはポケットの図まで書かせているのに、なぜ裏付け捜査をしなかったのかの問いに「信用していなかったから」と答えている。自供内容について、ひとつひとつ裏付けをしていくのが捜査の基本であるのに、それをしないで、九日になってにわかに自供を

信用するようになったということなのか。

宮崎は一〇月九日青山さんの自供によって押収した定期入れの中にネーム片が隠してあるということで、野田署鑑識の高山孝からこの定期入れを借り出し、定期入れを青山さんに開けさせるところを高山に写真に撮らせたと述べている。しかしこの借り出した時間こそ問題であった。このことの大きな疑惑がはっきりするのが第九回公判であった。

第九回公判には高山孝が証人として出た。高山は一〇月九日宮崎が定期入れを借りにきたのは午前一〇時で、一旦昼休みに返され、午後又貸し出して、三時頃「自供」したので写真を撮ってくれというので行ったという証言をした。この貸し出しの時間はメモを付けていたから間違いないという。

これは決定的なことである。なぜなら宮崎は青山さんが「自供」していない午前中と午後一時の二度借り出しているのである。この事実は何を意味するのか。宮崎が何らかの工作のために借り出したとしか考えられない。

◎いよいよ本人質問に

第一四回公判から二〇回公判まで弁護・検察側から青山正さん本人への、尋問が行われた。ポイントだけを述べると、第一四回公判で、検事から「女の子にもお父さん、お母さんがいるけれど、それについてどんな気持ち

か。」と聞かれたとき、青山さんは突然「本当は、僕、殺したんじゃないもの、本当は、話せば」とはじめて公判で、犯行を否認したのである。

第五回公判で、弁護人から「泥棒やっていないのに捕まって、お前がやったんだらうと、責められたらどうするか、自分がやったというのか。」と聞かれ、「やったという」と答えている。野田署で青山さんが、宮崎らに何時間もしつこく言われ、「自白」していったことが、想像される応答であった。

第一六・一七・一八回公判で、弁護人から事件をどのようにしてやったのかについて、聞いていくが、青山さんは、事件の流れについては認めるが、被害者の女の子が、まったく無抵抗で、「スタスタ」と竹藪まで歩いていき、裸にされ、古井戸から逃げようとせず、「口を開けて」と言えば、口を開いたという。いかに恐怖に怯えていたといえ、小学校一年生が、このようにおとなしく、なすがままにされていたということは、考えられない供述であった。

◎取り調べ時の テープ公開

第二三回から三一回公判まで、野田署で取り調べのときとったテープ（一八巻）を法廷で開示。これは弁護側が、青山さんの「自白」には任意性がなく、取調官の暗示、誘導によるものであることを、立証するために申請

した。このテープが取調べ全部を収録しているとはいって考えられないが、テープを聞くと、調書の内容とは全く違っていることが多く、調書がいかに宮崎らの作文でしかないかということを明らかにするものだった。

（花園大学の浜田寿美男氏が、このテープと調書を詳細に分析し、いかにして青山さんのにせの「自白」が、作られていったかの鑑定書が出来上がっています。）そして決定的なことは、一〇月九日午後のネーム片の場合を「自供」する部分のテープは途中で聞きとれなくなっている。これは彼等にとつて、なんらかの都合の悪い事態があったということの証明ではないか。それはなんなのか？

◎「カバン発見時」の疑問解けず

第三二回公判には、カバンの第一発見者である、野田署の橋本、写真撮影した高安、被害者の父親が証人として出た。三人とも現場で切りとられた、カバンを見たと言言したが、しかしなぜ、現場で切りとられたカバンの写真を撮らなかつたのかと、弁護人から問われ、付着物が風で舞うから。と答えたが、ではなぜカバンの中身や、洋服は現場で写真に撮ったのか、疑問だらけの証言であった。

第三五回公判で責任能力について精神鑑定した、逸見医師の証人尋問が行われたが、逸見氏自身、青山さんが



1981年9月現地調査をする救援会メンバー



青山さんの家
奥が竹林

「犯人」という前提に立っており、何の根拠もなしに、「この程度の知能の者が、この様な複雑な犯行をやりうるとしたら、テレビやマスコミの影響が考えられる。」という発言をしており、許し得ない証言である。

第三八回公判には青山さんの実姉、青山恭子さんが、証人として出た。事件の後、青山さんの様子はまった

く変わらなかったこと。内職の仕事量はムラがあり一定だったとは考えられない。正は自分の子ども達と遊んだり、動物の世話をしたりする、優しい性格であること。今まで他人に迷惑かけるようなことは、したことがないことなど述べられた。

◎懲役一五年求刑・青山さんは全面否認へ

第四〇回公判で、論告求刑が行われ、わずか三〇分という時間で、極めてズサンな内容で、懲役一五年を求刑してきた。

物証の最大のポイントである「カバンのネーム片」について、現場写真がないことについてはあいかわらず、散逸するからと述べ、逮捕時に押収した定期入れをなぜ一〇日間も放置していたのかには、まったく触れていない。

論告は公判で明らかになった、「自白」と客観的事実の矛盾には、まったく目をつむり、とにかく「自白」は一貫している と無理矢理主張し、任意性についても「知恵遅れであることを、十分配慮し」と述べているが、取り調べテープは「十分配慮し」ではなく「十分利用し」であることを、物語っている。

八六年一二月（第四一回公判）は判決の予定だった。ところが青山さん本人から「本当はやってないもん」ということではじまる、全面否認が開始されたのである。青山さんは弁護人の聞く、一つ一つの問いに対して、考えながら犯行の全面否認を行った。

◎許しがたい判決・無視される「障害」者の声

八七年一月二六日、裁判長三好は昨年一二月の、青山さんの全面否認は全く聞かなかったかの内容で、懲役一二年の判決を下してきた。この判決は論告求刑を、全く

ひきうつした、いやそれ以上に悪質な「障害」者差別にもとづく判決である。裁判長三好は「青山正は、小学校に入学したものの、学習はおろか、身の回りの始末もできないまま卒業し」、「被告人は二回ほど働いたことがあるが、短期間でやめてしまい」と青山さんを社会不適応者として描きだし、このような青山だから「児性愛」＝異常性欲によって、このような犯行をやった、と言いつつ切っている。三好の青山観は、中田修の鑑定を基礎に「障害」者＝社会不適応者として憎悪に満ちている。

一方で「この様な複雑なことを、警察が青山に教え込めるはずがない」と言いつつ、他方で「複雑な手口の犯行を行い、隠蔽工作をするなど相当の思考、判断に基づくもの」と言い、都合の悪い所では「青山正は『知恵おくれ』だから」ということで、ごまかしている差別判決としか言いようがない。

宮崎四郎と高山孝の公判でのネーム片の発見をめぐる、供述の食い違いも、二人の記憶違いとして片付け、権力のネーム片の証拠のねつ造の疑惑を、救済しているのである。

ある「障害」者が判決の後に述べた「事件が起きると真つ先に『障害』者が疑われる。そして無実を主張しても、『障害』者の言うことなど聞こうとしない。こんな世の中では、私達は行きていけない。」この言葉が、この事件の一審の集約ではないだろうか。

控訴審から上告審へ

一九八七年一月二六日に千葉地裁松戸支部が青山正さ
んに対し「懲役一二年」の有罪判決を下し、一九八九年
九月六日に「控訴棄却」という第二審判決が東京高等裁
判所によって出されました。

一審の有罪判決以来、三年間の控訴審を私達はどのよ
うに闘ってきたのでしょうか。

裁判所の差別的対応、傍聴制限

裁判所というところは、全く融通がききません。融通
がきかないどころか、上の命令に従うためなら平気で人
権侵害までしてしまうのです。私達は青山さんの無実を
証明するために全国から集まり、公判を傍聴するために
裁判所に駆け付けたのです。第一回公判には八〇人以上
が集まりました。みんな裁判所の入り口に行くと、そ
こには「車椅子使用傍聴人」と「一般傍聴人」の立て札

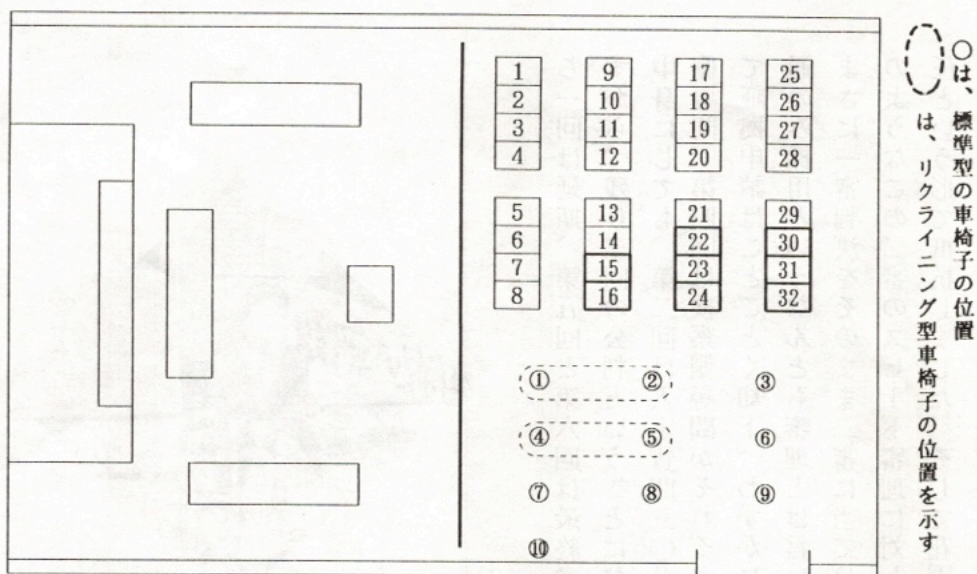
が立っていて、それぞれ別れて一列に並ばせられます。
そして車椅子使用者は二名、他は四〇名をくじ引きで選
んで傍聴人を決めるのです。

当日車椅子を使っていた「障害」者が七人いたため、
そこにいたみんなは「何故車椅子は二名までなんだ？」
と激しくつめよりましたが、裁判所側は「防災上の理由」
というだけで、後は「規則だから」の一点ばりです。結
局この日は、私達傍聴人と裁判所職員の押し問答が続き、
開廷が遅れ、そのため青山さんの動揺を心配した弁護団
から「公判期日延期」の申請が出され、公判はお流れに
なりました。

裁判所のこのやり方はその後も同じでしたが、第五回
公判から人数が少し変わりました。「車椅子使用者は八
人、他は二四人」だということです。この日は車椅子を使
っている人は五人だったので、車椅子使用者用で空いて
いる場所へくじ引きではずれた人を入れるように交渉し
ましたが、全く聞き入れてくれません。つまり空いてい
る場所でどうしても傍聴したければ、どこかで車椅子を
探して乗ってくれば傍聴できるというわけです。また、
車椅子使用者の枠が一杯のときには車椅子から降りて人
に背負われるなりして入るのなら、「一般傍聴人」とし
て入れるということなんだそうです。何と奇妙な話でし
ょう。

車椅子の位置及び介添人の指定席

10 台目	9 台目	8 台目	7 台目	6 台目	5 台目	4 台目	3 台目	2 台目	1 台目	台数／位置
10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	車椅子の位置
29	30	22	14	31	23	15	32	24	16	介添人の着席位置



東京高裁が指定した着席位置図

さらに、そういう人はいなかったので、実際の対応としては表れてこなかったのですが、介護者のいない車椅子使用者には傍聴のための整理券を出さないというのが裁判所の考えだということが分かりました。

また、傍聴に入れた車椅子の人に対してもまったく無理解なことをするのです。入るときは介護者を一緒に入れといて、中では分けてしまうのです。障害者から介護者を引き離してしまっは、介護者の意味がありません。そこで介護者は車椅子の横の床に座り込むことで抵抗したのです。それさえもはじめは許されなかったので、実力行使で座り込みました。

この様な裁判所に対する怒りは判決公判のときにさらに大きくなりました。またも車椅子の障害者と介護者を離そうとする裁判所に抗議する者が裁判長に退廷させられ、さらにこの事に抗議した視覚「障害」者の白杖を廷吏が折ってしまったのです。そしてあげくの果てには「足があるから歩けるだろう」と言う始末です。いくら混乱の中とはいえ、こんな発言が許されるものではありません。

許せないスピード審理

控訴審はわずか六回の公判で判決に至っています。う



東京高裁横での前段集会

ち一回は延期、第五回と第六回は最終弁論と判決公判です。残りの三回の公判ということになります。しかも中身にしても、第二回は人定質問三〇分、第三回は弁護側尋問、第四回は検察側尋問がそれぞれ一回づつ。そして証拠申請はことごとく却下。わずかに新聞のコピー二通のみ採用というなんとも審理とは言い難いものでした。まさに一審判決をそのまま二審に当てはめようとするかのようなこの二審のスピード審理に対し、弁護団は総辞任という形で抵抗しました。そして花園大学の浜田寿美男さんによる「自白分析の鑑定書」を東京高裁に突き付けたのです。



全国から集まった

仲間たち

『青山さんに無罪を』

しかし、この抵抗も空しく有罪判決が出されてしまったわけですが、一審の判決に基づいた差別的な判決であり、しかも弁護側から指摘した疑問に対しても何ら合理的な説明をしていないままの、全くずさんな判決だと言えます。

とうとう最高裁へ

弁護団はすぐに青山さんと話し合い、九月一四日上告の手続きを行いました。さらに、上告審のための弁護団も新たに組織され、上告趣意書提出に向けて救援会のメンバーをも含めた会議を何度も行いました。その結果一九九〇年三月三〇日若穂井弁護士によってまとめられた上告趣意書が提出されました。さらに現在この上告趣意書にまにあわなかった様々な鑑定書、意見書を色々な人にもお願いし、補充書として提出するために準備しています。

控訴審の判決が出て上告した頃、面会に行った人に青山さんは「また長くなるね」と言ったそうです。本当に一日も早い青山さんの無罪をと願って補充書作りが進められています。

野田事件年表

(1987年1月～1990年3月)

1987年

1月26日

第一審判決 「懲役12年」

東京高裁へ控訴

控訴審弁護団結成 (若穂井、大塚・滝沢各弁護士)

控訴趣意書提出

6月29日

1988年

4月20日

検察答弁書提出

上記答弁書に対する反論書提出 (弁護側)

8月31日

第1回公判 延期

9月26日

第2回公判 人定質問

10月31日

第3回公判 弁護士による青山さんへの質問

11月14日

第4回公判 検察官による青山さんへの質問

2月6日に最終弁論の通告

浜田寿美男さんに自供調書の分析を依頼

1989年

1月28日

弁護団は浜田さんへの「鑑定人依頼書」とその鑑定をまとめる為、6月末迄の「公判期日延期申請書」提出。

しかし裁判所はこれを認めなかった。

2月 1日

裁判所に抗議して、弁護団全員辞任。

3月

裁判所は国選弁護人を決め、4月24日を次回公判と指定

4月24日

長谷川弁護士が弁護人となる。

6月21日

弁護側、最終弁論。

東京高裁、東京高検へ13000名を越える署名を提出。

しかし高検は受け取りを拒否。

8月

浜田さんの「自供の鑑定書」完成。高裁へ持っていく。

9月 6日

判決公判。「控訴棄却」

9月14日

最高裁へ上告。

1990年

3月30日

上告趣意書。引き続き補充書提出を準備。

物証等のなぞ

「財産の暴露」??

ネームが

「秘密の暴露」??

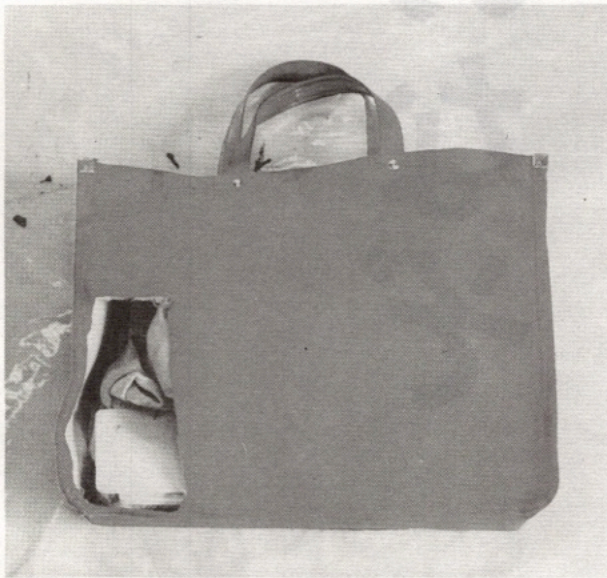
ネーム片

検察側が一番有力な証拠として出してきたのがこの「ネーム片」ということなんですが、そもそも「ネーム片」というのはなんですか？

事件の日、恵津子ちゃんの学校では運動会の予行演習があったんだね。四日後の九月一五日が秋の運動会で、恵津子ちゃんもとても楽しみにしていたんだ。それで恵津子ちゃんは、その日はランドセルじゃなくて赤いデニムの手提げカバンを持っていた。

その手提げカバンの裏に「野田市瀬戸〇〇〇関根恵津子」って住所と名前が書いてあったんだけど、見つかったカバンのその部分が切り取られていた（写真1）。その切れ端を「ネーム片」と呼んでいるんだ。

写真 1



じゃあ最初にカバンが見つかったときには「ネーム片」は切り取られていたわけですね。その「ネーム片」はどこで見つかったんですか？

そこが問題なんだね。千葉県警の宮崎四郎っていう警察官が青山さんを取り調べている時に、青山さんが「ここにいったよ」って言ったと。そこを調べたら「ネーム片」が出てきたってことになってるんだ。

だったらすごい証拠ですね。私が裁判官だったら、それだけで「青山正は有罪」ってことにしてしまえそう。

そうそう、そこが捜査官のねらいでもあるわけ。検察も「秘密の暴露だ、こいつが犯人に間違いない」って裁判で強く主張したんだ。

「秘密の暴露」って？

つまり、真犯人にしか知りえないことを自白して、調べてみたらそのとうりだったということ。でもね、本当は

「秘密の暴露」でも何でもないんだ。

って言うのと？

「ネーム片」は青山さんがいつも大切に持っていた定期入れの中から出てきた（次頁絵）。しかもその定期入れはテープでぐるぐる巻きになっていたというんだね。

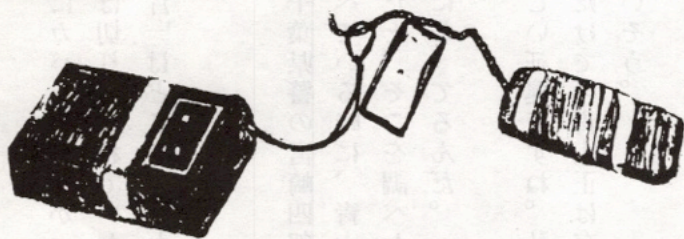
いいかい、青山さんが逮捕されたのが事件から一八日たった九月二十九日、その時に彼がはいっていたズボンのポケットに定期入れが入っていて、もちろんそれも警察が押収した。そして「ネーム片」がそこから発見されたのが一〇月九日。

えーと……一〇日もたってから見つかったんですか？遅すぎますね。

青山さんが逮捕された日、警察官は彼の家に入っているいろんなものを押収したんだけど、その家宅捜査の一番の目的は「ネーム片」の発見にあったんだ。差押調書の「搜索の目的」の欄にちゃんとそう書いてある。

その押収したもののの中で一番あやしいのが定期入れなんだ。それぐらいしか「ネーム片」を入れるような物は

ネーム片の出てきたテープでぐるぐる
巻きにされた定期入れとラジオ



なかった。テープで（押収した時は「ガムテープ」にな
っていたんだけど後で「黒のビニールテープ」に変わっ
てて、これもおかしいんだ）ぐるぐる巻きにされてる袋
のような物……。誰が考えても真っ先に調べそうなものじ
ゃないか。それを一〇日間もほったらかしにしようとて、
青山さんが「そこに入れた」と言っで初めて開けてみた
なんてこと、ちょっと信じられないでしょ。

ということとは、警察が何か手を加えたんじ
ゃないかと？警察の人がそんなことをすると
は思えないですけど？

いやいや警察をみくびっちゃいけないよ。今までにも、
幸浦事件とか白鳥事件、それから狭山事件や島田事件な
ど、いろんな事件で証拠のねつ造があったと言われている
んだ。

本当ですか？どうしてそんなことを？

警察はたいてい「こいつが犯人だ」と信じて逮捕する
わけだよ。何も最初から犯人にデッチ上げようってわ
けじゃない。でもいくら調べても証拠が不十分だ、裁判
で有罪にできそうもないって時に、彼らは悪魔の誘惑に
負けてしまうんだよ。

「こいつを無罪放免したら善良なる市民にまた危害を
およぼすかも知れない。何としても重罰を与えないとい
はない。だいいち被害者の遺族が黙っていないし、自分
の職務成績にもひびいてくる」って考えて、ついに証拠
を捏造するっていうことはあり得るよね。

「ネーム片」の場合もそうだと？

それしか考えられないんだ。まあ、結論を急がずに、「ネーム片」が発見されたという七九年一〇月九日にどういう取調べがあったか見てみよう。野田事件では調書以外に取調べテープというのが残ってて、全部を証拠として提出したわけじゃないけど、問題の一〇月九日にも二本のテープがあるんだ。そのテープをもとにして、青山さんの供述を鑑定した浜田寿美男さんがつくった図が23ページあるんだけど、それをよく見てくれる？

Mが宮崎四郎、Nが中島征男：この二人が警察官で、Aが青山さんの発言なんですね。

上の数字は録音時間なんですか？

そういうこと。まず右半分のところ、つまり当日の午前中を見てみよう。青山さんが「ネーム片は定期入れに入れた」と言っている。ところが宮崎は信じていないよ。うなんだ。「そんなに言うんなら俺もってくるよ」と言って部屋を出ていく。同時に調べの中心だった宮崎の声がパツパツやんで、その後しばらくは中島の声しかないから、それは確かなんだ。

それから帰ってきた宮崎が「定期入れを開けてみたら何もなかった」と言う。でも青山さんは「入れた」と頑張る。青山さんは自分で言い出したことは結構ね、つっぱるんだよ。他にも「油を飲ませた」とかね、嘘のはずなんだけど、うんと頑張る。

それで宮崎が「そんなに言うんなら持ってくるわ」と言う。で、持ってくるまでに「一時間や二時間はかかる」と答えてる。

定期入れはどこに保管してあったんですか？

それがねえ、同じ野田署の建物の中なんだ。持ってたように思ったら数分で持ってきてくれるようなところにあっただよね。なのに一、二時間かかるというのがまずおかしい。

それと、最初に宮崎が「俺もってくるよ」と言って部屋を出たのに手ぶらで帰ってきたというのもおかしい。当時、証拠品の保管をしていた高山孝という人が、公判で「その日の朝一〇時頃に宮崎に貸し出した」と証言して、宮崎が部屋を出ていった時間とだいたい一致するんだけど、宮崎は午前中は借り出さなかったと言ってる。高山は自分のメモをもとにしゃべってるから彼のほうが

正しいと思うんだけど、一審の判決では「高山の記憶違い」で片づけられているんだ。都合のいい決めつけだね。

それでお昼になって休憩、と？

本当に休憩だったのかどうかは知らないよ。図の左半分を見れば分かるんだけど、何らかの工作があったとすれば、このお昼をはさんだ時間帯だからね。宮崎あたりは昼ご飯も食わずに「奮闘」したかも知れないね。

それから「もう一回は始めるか」っていう宮崎四郎の言葉があるんですけど、これは何ですか？

これは青山さんの調書を書き取っているところなんだ。宮崎がしゃべって、多分中島がそれを書き取っているんだと思うよ。つまり、青山さんが恵津子ちゃんを襲って殺し、「ネーム片」を切り取って定期入れの中に入れたということ、順序を追って青山さんに確認しながら調書にしていってるんだ。最後に「開けてみれば分かるな」と念を押し、今取った調書をもう一度青山さんに読

み聞かせてから、高山孝を呼んできて、青山さんが定期入れを開けて、その中から「ネーム片」が出てくるシーンを六枚の写真に撮らせてるんだよね。その撮影時間は三時一〇分から二〇分だと捜査報告書に出てる。

うーん、何だか午前と午後とで雰囲気があるっけり違っちゃってるみたい。

そうなんだ。午前の、それも早い時間には、宮崎は青山さんの言うことをまともに受け取っていないんだ。

「定期入れの中なんかに入ってるわけないよ」って感じだろ。「また嘘言ってる」というような対応で、だから青山さんも必死で「嘘言わねえ」って抗弁してる。

ところが、時間ははっきりしないんだけど、午後になるとがぜん方向が定まってくるんだね。まず「ネーム片」を定期入れに入れたということをきっちり調書に書き止める。それから取調室にわざわざ人を呼んできて写真撮影の準備をする。その上で青山さんに定期入れを開けさせる……。まるで定期入れの中から「ネーム片」が出てくる確かな保証があるような動きだと思わない？

その「保証」がどこからきたのか、ということですね。

45分	13分	1分	約35分	2分	2分	約10分
三時一〇分 「布片」発見 写真撮影 M「今日はこれでいいかな」 第九問 第一問 M「もう一回はじめるか」 「書き取らせ」 第一問 M「あけてありやねかな」 A「うん」 〈読み聞かせ〉 第一問 テープ終わり	――	部屋を出ていく ―― 中断	二時一〇分 M「おうと二時だからな……お屋にするよ」 A「何時ころくるの」 M「一時間、一時間くらいかな」 A「うそじゃないよ」 ―― 中断	手拭の話 M「持ってるから。お兄ちゃんにもよ 見てもらっな」 A「うそいねえからな」 ―― 表裏切り換え	M「あけてあたし、何もなかったって」 A「時間かかんの？」 M「一時間や二時間はかかる」 M「なんか見てもらいたくないよって」 ―― 中断	7～8分 M「どこかに隠したんじゃないの」……A「定期入れの中に入れた」 A「もってこればわかる」 M「じゃあ、俺もってけるよ」 ―― 中断 Nと 話している Mの音出す ―― 中断
26-13 (その2) B面 六問 七問	A面	B面	A面	26-13 (その1)	A面	約10分

Mは取調官宮崎四郎 Nは取調官中島征男 Aは被告人

そう、それが分かれば、それだけで逆転無罪になることは確実なんだ。今のところそれは分からないんだけど、午前と午後の間に取調官に劇的な変化があったのは確か。なんで、警察の工作があった可能性はとて高いと言えるわけだ。

他にも「ネーム片」に関していろいろ変なところがあるって聞きましたけど。

まず、恵津子ちゃんのカバンや服が発見されたのが九月一日だから、丸一日半たって、遺体が見つかった古井戸跡からほんの一五メートルほど離れた、竹林のすぐ外の雑草の上に乗っかっているのが発見されたんだ（写真3）。

新聞報道によると、一二日には捜査員五〇人が現場の半径五〇メートルにわたって遺留品を捜索したっていうんだ。それでも発見できなかったものが、その翌日の一日、捜索を始めたら一〇分で見つかった。

青山さんは、恵津子ちゃんを埋めたすぐ後で、井戸穴の近くから一〇メートルぐらい離れたところにカバンを放り投げたんだと自白してるから、その通りだったらすぐに見つかるはずなんだけどね。全くおかしい話だよ。

写真 2



青山さんとか家族とかが、後でこっそり捨てたんじゃないかってウワサもあったらしいですね。

ところがね、そんなことできるはずがないんだ。遺体が見つかったすぐ近くに青山さんの家があって、事件発生直後から警官が家の周りをウロウロしてたし、最初から「変質者」ってことで青山さんはマークされてたから、青山さんも家族も、いわば身動きがとれない状態だったんだからね。

ということは？

私はこう推測してるんだ。真犯人は恵津子ちゃんの遺体がそんなに早く発見されるとは思っていなかった。ところが当日の夜にはもう遺体が見つかってしまい、大きな騒ぎになる。犯人にとってはとんだ計算違いだ。そこで身の危険を避ける意味で、多分一二日の夜に警官の目を盗んで遺留品を捨てた、と。

でも、それは現場に近づくことになって、犯人にとっては危険でしょ？

確かにそうだ。でもそれほど危険が大きいってことでもない。事件直後、警察は竹林の南側（青山さんの家があるほう）は厳重に警戒してたけど、東側（カバンが発

見されたほう）人家も道もない雑草地だったから警戒も手薄だったらしいんだ。立ち番も二四時間いたわけじゃないと思うよ。

最初警察は、遺体は古井戸で発見されたけども、犯行現場はどこか違うところじゃないかと考えていたんだ。新聞もそういうふうには報道してる。だから遺留品搜索の網もだいぶ広げられている。そこで、犯人は身の危険を感じたということも考えられる。それで思案をめぐらす。仮に被害者の遺留品も古井戸の近くで発見されたら、犯行現場も古井戸付近だってことになる可能性が高い。捜査は当然その周辺に、そして「知恵おくれ」の青山さんに絞られていくことになる。犯人がそこまで考えたかどうかは分からないけど、彼にとっては、少々の危険をおかしても竹林の近くに遺留品を捨てるだけの理由はあるんだ。

カバンや服が一面に散らばっていたんじゃないかって「草の上に置かれていた」状態だったのも、そういう可能性を高くしてると思う。ボクは竹林の中じゃなくて、その反対方向からそこに置かれたと考えているんだ。

ついでに言うとな、そもそも何でカバンから名前部分が切り取られたかっていうことなんだ。検察官は「身元が分からないようにするためだ」なんて言ってるけど、

それなら何ですぐに見つかるような場所にカバンを捨てたりするんだろうね。全然チグハグなんだよね。それより、例えば身代金を得ようとして、その証拠として「ネーム片」を保管しておこうと思った、という方がもっとすっきりするよね。ところがさっきも言ったように余りに早く遺体が発見されてしまったと。

うがち過ぎだと言いう人もいるけど、犯人の意図は以外と深いところにあったんじゃないかってボクは思うんだ。

その他にも「ネーム片」に関しておかしなところが？

そうそう、普通遺留品が見つかったら、現場保存ってことでその写真を撮るわけだよね。ところがカバンは表の方だけ現場で撮って、肝心の裏の方はわざわざ野田署に持ち帰ってから、違うカメラで撮ってるんだ。それも最初は現場で撮ったということで報告書を書いておきながら、どうも写真の背景の色合いがおかしいって弁護士に追及されて、初めて「いや、実は微物拡散の危険があったので持ち帰ったんだ」と認めてる。でも、カバンの中身は現場で全部出して撮ってるのに、カバンの裏は

「小さな物が拡散しちゃいけないから」現場で撮らなかつたんだっていうのは理由になってないよね。

聞けば聞くほどおかしいところだらけですねえ。それなのに最大の物証とされてるのはどういいうわけなんですか？

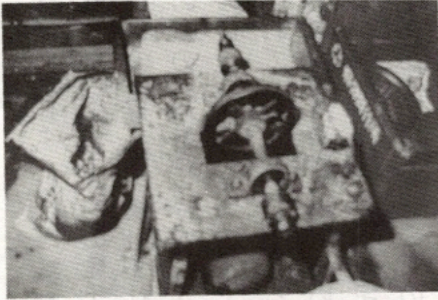
他に有力な証拠がないってことだね。青山さんを犯人とする直接的な証拠、例えば青山さんの指紋とか犯行の目撃者というのが全くない。だから捜査官も裁判官も「ネーム片」にしがみついているわけだ。八九年の東京高裁の判決でも、それはそれは見苦しい言い訳や無理な推測をして、一生懸命「ネーム片」を守ってるんだ。でも真実の一つ、必ず明らかになると思うし、そうしていかなければいけないね。



金属粉は 証拠になるのか

検察側や裁判所は、恵津子ちゃんの遺留品から検出された金属粉と、青山さんの押収品から検出された金属粉が酷似しているとして青山さんを犯人と断定している。青山さん逮捕の「決め手」とされたのも、この金属粉であった。青山さんを犯人と断定するためには、その金属粉が、青山さんから恵津子ちゃんに直接付着したことを証明する必要がある。それが証明されているかどうかを見る前に、はたして双方の金属粉に同一性があるかどうかを点検してみよう。

青山家土間にあったバリ取りの機械



《金属粉》青山さんは自分の家で口紅中ぶたのバリ取り（切断面をなめらかにする）の仕事をしていた。機械で削る過程で細かい金属の削り粉が出る。青山正さんの隣家でもこの仕事をやっており、付近には大量の金属粉が飛び散っていると思われる。

①金属粉は同一のものか

まず金属粉の成分であるが、アルミ製のものについては「酷似している」という鑑定結果が出ている。ただししんちゅう製のものについて、鑑定は「ともに銅と亜鉛を成分にしている」と言っているが、その比率については触れていない。これでは同一の成分と断定することはできない。

もっと重要なのは、形状である。検察側は、青山さんが恵津子ちゃんに「抱きつくようにして着衣を脱がせたり、殺害した後、着衣を抱き抱えるようにして靴の中にいれたり、遺棄場所まで運んだ」と主張しているが、青山さんと恵津子ちゃんの間は何らかの接触があったとすれば、青山さんの衣服についていた金属粉と、恵津子ちゃんの遺留品についていた金属粉とは、大きさが同じでなくてはいけないはずである。ところが実際は、同じ大きさのものは検出されていない。

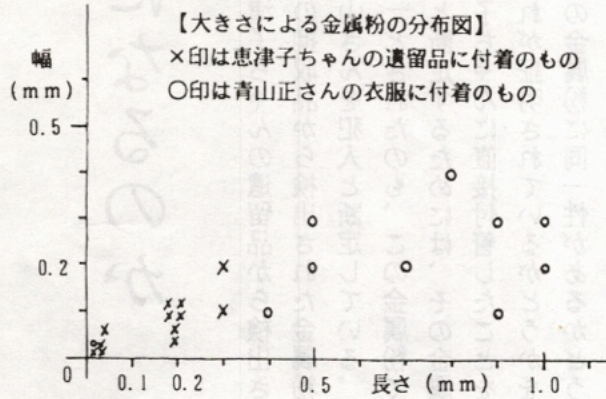
また、長さの比較の表を見ても分かるように、恵津子ちゃんの遺留品から検出された金属粉と同じ長さのものは、青山さんの押収品からは検出されず、また、青山さんの押収品から検出されたものと同じ長さのものは、恵津子ちゃんの遺留品からは検出されていない。

○・○一mmの長さのものが両方から検出されているが、青山さんの押収品からは、靴下の内側から検出され

白銀色の金属粉の長さの比較 (数字は個数)

長さ (mm)	恵津子ちゃんの遺留品	青山さんの押収品
0.01	3	1
0.04	1	-
0.2	6	-
0.3	2	-
0.4	-	1
0.5	-	2
0.7	-	1
0.8	-	1
0.9	-	2
1.0	-	1
1.5	-	1

「-」は、検出されていないことを示す。



たものであり、犯行には直接関係がないと判断できる。なぜなら、青山さんの靴下の外側からは○・七mmという長さの金属粉が検出されており、外側の金属粉の方が他のものに付着しやすいはずであるのに、この○・七mmの長さの金属粉は恵津子ちゃんの遺留品の中から検出されていないためである。

金属粉の付着過程において、青山さんの衣類より、ある大きさのものだけが全て恵津子ちゃんの着衣に付着し、またある大きさのものは恵津子ちゃんの着衣には全く付着しないなどということは到底有り得ないことである。

②直接付着したものか

金属粉が青山さんから恵津子ちゃんに直接ついたのなら、普段二人が接触する機会はないのだから、まず犯行時に付着したということになる。では、そのことが証明されているだろうか。

恵津子ちゃんの遺留品、例えば体操服から、金属粉は「土砂粉、赤色、白色、青色繊維、植物片、昆虫片」と混じった状態で採取されている。体操服だけではなくて帽子もスカートも、手提カバンも、とにかく金属粉がついていた遺留品からは全部、そういう状態で採取されたのである。

これは、金属粉が青山さんから恵津子ちゃんに直接移ったことを少しも証明していない。遺体発見現場の周辺には、青山さんやSさんや、同じ内職をしていた人たちが出す金属粉が無数に散らばっている。土の中に金属粉が混じっているのは自然で、その土が恵津子ちゃんの衣類などに付着するのもまた自然である。

以上見たように、①、②両方とも証明することはできなかった。金属粉は青山さんを犯人と特定する証拠にはなり得ないのである。

支援メッセージ

ともにがんばりましょう

声なき声を！

全障連全国事務局 本田 実子

「精神障害者」や「知恵遅れ」といわれる人たちへの差別・偏見はとても根深く、今もマスコミなどを通じてばらまかれています。そうした素地があったからこそ青山さんが「殺人犯」にでっち上げられたことはいうまでもありませんが、さらに裁判でも全く自分の身を守る手立ても持たされず、有罪判決が出されていることに怒りがいっぱいです。

みんなの団結の力で青山さんの無実を世間に明らかにすることはもちろん、予断と偏見によって冤罪の犠牲になっている人々や自らの意志を述べる機会すら奪われたまま病院・施設に放り込まれている人たちの怒りの声なき声をも問題にした取り組みが必要だと考えます。

いつも言われている「青山さんが帰られる地域」「誰もが安心して生きられる地域」を少しずつ、少しずつ築き上げていきましょう。(原文のまま)

心を合わせ、
一つ思いになって
止揚学園 福井 達雨

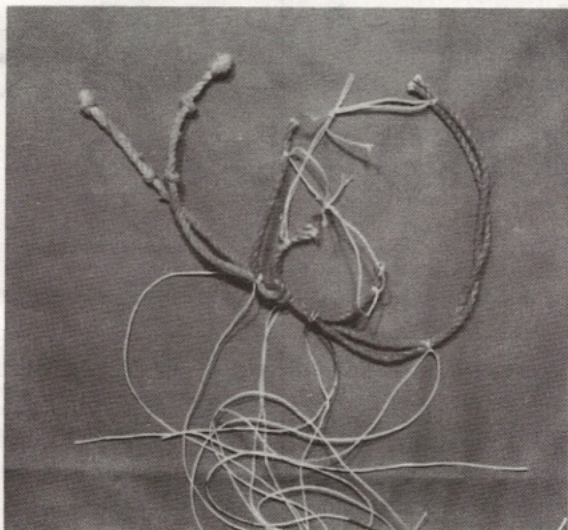
青山正さんの冤罪裁判で闘い、無罪をかちとるということは、「障害」者の差別を無くしていく大切な闘いであり、総ての人間を幸福（しあわせ）にするという深い意味を持っている。私はこの裁判を傍聴したり、関係文章を読む度に、「青山さんは知能に「障害」を持った人だから殺人を犯すのは当たり前だ」という捕らえ方すなわち「だから」と言う考え方が青山さんを裁こうとする人たちの側からゆるものの中に存在していることがおそろしい。「だから」という言葉は多くの人たちに、間違いを本当なんだと錯覚を起こさせ、平気で人間の生命や尊厳を犯してしまう武器になってしまう。何故かと言うと、「「障害」者だから～する。」という差別的な考え方が日本人の中にはまだ深くあるからである。「だから」という考え方が裁判の中に満ちあふれるている限り、これは青山さんを裁くという意味と共に、総ての「障害」者を裁くという意味がある。このために、この裁判の中に充満している差別を許すことができないのである。次に、青山さんがこの裁判の中で、知能に「障害」を持った人間としてしかとり扱われていないことが恐ろしい。確かに、青山さんは、「知能に「障害」を持った人間」であり、そして「人間」なのである。この人間としての存在が裁判の中になくするのなら、それは明らかに人権無視である。「知能に「障害」を持った人間」「人間」この二つのものが無視されずに冤罪裁判が進行されない限り、青山さんの真の無実のはかちとれない。青山正さんの無罪を確信しているものが心を合わせ、一つの思いになってこの裁判を闘おうでわないか。「青山正さんは無罪です」と、私はみなさまと共に何時までも叫んでいこうと心に誓っている。

(原文のまま)

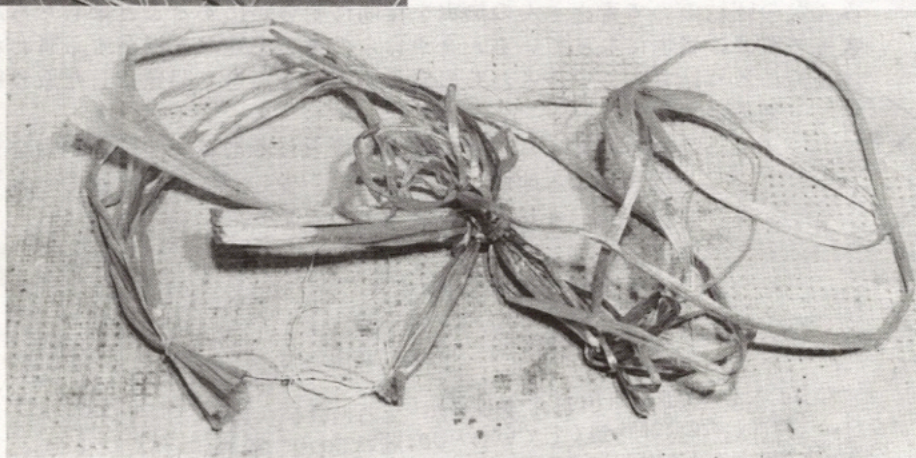
PART 1

青山正さんは
ぜったい無罪だ
にや～





被害者の手は木綿紐で、
足はビニールひもで縛ら
れていた。なぜ手と足を
別のもので縛ったのか、
青山さんの自供からは、
説明がつかない。

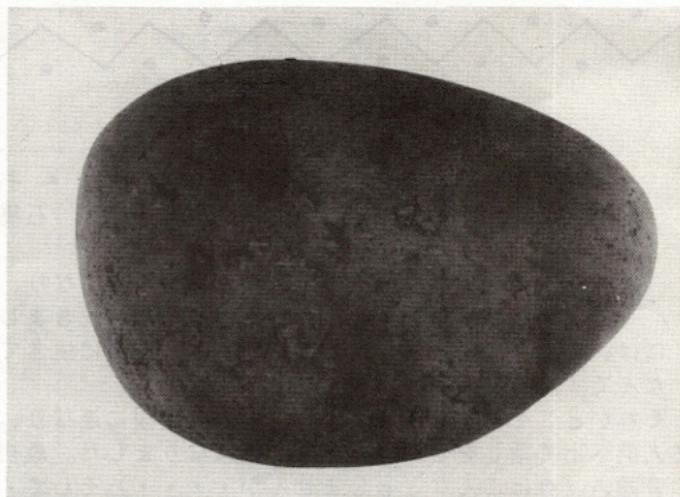


数は多いがわからないことだらけ

オロナミンCのビンに約20ccの
油（動植物油）が入ったものが、
被害者のそばにあり、この油と同
種類の油が被害者の衣服について
いた。油については青山さんの自
供と事実が一致していないが、検
察も裁判所もその事を無視してい
る。



重さ約15kg、長径約30cm。
被害者の頭のところにこの石
がおかれて埋められていた。
被害者の頭の傷はこの石によ
ってできたとされているが、
仮にこの石がまともに当たっ
ていれば、その程度の傷では
すまないだろうと死体解剖を
した木村康氏（当時千葉大教
授）は公判廷で証言している。



裁判に出された証拠たち



被害者の腔内には2本の三菱バイタル単
3赤色の乾電池が押し込まれていた。
2本の製造年月日は79-04（197
9年4月製造）であり、使用されたもの
だった。しかし青山さんの自白ではポケ
ットに入っていた未使用の乾電池（4本
組で包まれている）を使ったとなってい
る。



古井戸穴から約3・6m
のところに落ちていた。
100円ライター。

無償性・無名性・持続性

甲山事件救援会 石橋 義之

ぼくは、小学校の二年生頃から「吃り」になり、緊張すると全くしゃべれないというハンディが社会人になっても続きました。高校を卒業するときには、目立たぬ様に社会の片隅でささやかに生きていこう、そう決心していたんです。（いえ本当です）

それがどこをどう間違ったか『甲山』の支援に連なり、事務局を手伝うようになって人前へ出て話しをせんといかんようになりました。最初は集会最後の「がんばろう」の音頭、（今はこんなことしませんか・・・）そしてメッセージの朗読、司会、とうとう基調報告まで。今も人前で話すのは苦手ですが（恐怖感がスリ込まれているようです）でも言葉が出ないということはありません。『甲山』の支援運動は僕にとっては「吃り」をなおしてくれる学校でもあったんです（カミさんにいわせれば、口先だけ達者になったと・・・今の宴会係のぼくを知っている人には想像できないでしょうが・・・）僕等の運動というのは、もちろん被告のためですけど、同時に、あるいはそれ以上に己自信のものじゃないとあかん、そうやないと、恐らく持続しないし豊かなものにならんのかなと思います。お互い緊張らずがんばりまひょか。（原文のまま）

力の限り

吹田しょう会 塩田 啓介

「救援する会」が二月三日、甲山事件の被告山田（旧姓沢崎）悦子さんを招いた時、「沢崎さんが最初に逮捕されたとき、その新聞記事を読んだだけで、私は沢崎さんの無実を確信できたが沢崎さん自身はどうだったのですか？」と聞いた。もちろんやっていないものはやっていないわけだが、この質問の意味は、当時一九七四年は狭山闘争の高揚期で、狭山事件だけでなく様々な冤罪事件が取り出されていた時期なので、自分がデッチあげ逮捕されたことに対する怒りを聞いたつもりだった。ところが山田さんは当時狭山についても、権力に対する防御の方法についても何も知らなかったという。これは何も山田さんの無知を笑ったり、権力は強大だから諦めようといっているのでもない。山田さんにくらべても、青山さんには不利な条件は多い。

しかし、いま青山さんを取り戻すために闘わなければ、いつか凶暴な権力に私自信の生活や生命を奪われても何もいえないだろう。力の限り聞きたい。（原文のまま）

支援メッセージ

ともにがんばりましょう

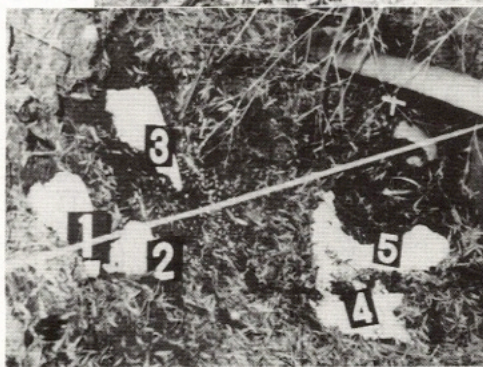
あーら不思議？

指紋もなければ足跡もない

テレビの刑事ドラマを見てみると、現場に残された「指紋」「足跡」というのは、犯人を割り出す決め手となる、重要な証拠だという印象をうける。しかし、それは容疑者が複数の時は、有効であるだろうが、この野田事件のように、容疑者が、青山さん一人の時は、たとえばそれが別の人のものであっても、あまり効力を示さないようだ。野田事件の場合多くの指紋、足跡が採取されているが、警察側が犯人にしたい青山さんのものは、ひとつも発見されていない。以下、発見の経緯をおいながら、それぞれに含まれている問題点を見ていこう。

死体が発見された古井戸穴の周囲は、竹林で東西四〇m、南北六〇mで、面積は二、一八八㎡である。竹林全体には、孟宗竹約九八〇本が密生している。地表は竹の枯葉などで覆われており、所々に枯れた竹が横たわっている。現場である、井戸の埋跡穴は、直径東西二m南北一・九mではば楕円形の穴状になっており、東方からゆ

古井戸跡の穴



古井戸内の足跡

るやかな傾斜面になり、腐葉土が表出している。穴の中心部の深さは、一・四五m、最も深いところは、地表から、一・六五mである。(実況検分調書より)

一九七九年九月一日、午後九時五分、その古井戸穴で被害者が発見された。穴の底は、被害者を隠すため土で覆われ、枯れた竹が上に置かれていた。その日の午後一時三〇分から実況検分がおこなわれ、井戸穴の東側傾斜上に人のはい上がった特徴不明の足跡痕三個、穴の北西の内部に不鮮明な足跡様の痕跡二個が採取された。（前写真）また、井戸の埋跡穴と周囲の孟宗竹一二本から、指紋一八個を採取している。そして、竹林の南側に青山正さんの家があったのだが、その母屋東側横手から現場方向の地上に、不鮮明な足跡九個採取している。この日は午前三時三〇分迄の間に、これだけが採取されているが、穴は、深さを見ても分るようになるが、かなり深くなっており、東側が少し傾斜になっているが、そこ以外は急にくぼんでいる。この傾斜を利用したとしても井戸穴からはい上がる際はもちろんのこと、降りる際も周囲の竹につかまらないうのは、かなりしんどい。実際、「自白」調書がだいたい完成した一〇月二二日に、青山さんは犯行ストーリーを再現させられ、ビデオに撮られているのだが、普段から手袋をはめる習慣のない青山さんはその時も素手で竹につかまって歩き、井戸穴に降りている。竹林に入った者なら、枯れて倒れた竹をまたぎながら歩き、井戸穴に入ったのなら竹につか

まるのが自然である。それはビデオ撮影のとき、竹につかまらないうちに穴に降りようとした取調官が、ずっこけた姿がそれを証明している。また、穴の周囲は枯れた竹の葉が重なっており、足跡は分かりにくいかもしれないが、井戸穴の中では、土の上に人のはい上がった足跡が採取されている。これが、犯人以外の誰のものでもないと思うのだが、この足跡が誰のものであるかは明らかでない。私達にしてみれば、これが十分青山さんの無実を物語っているんじゃないかと思うのだが、そうは問屋がよろさないのが現実である。残りの青山さんの母屋東側で採られた足跡は、竹林に向かう道路路上にあった足跡を採取したものであるが、これも青山さんのものではない。

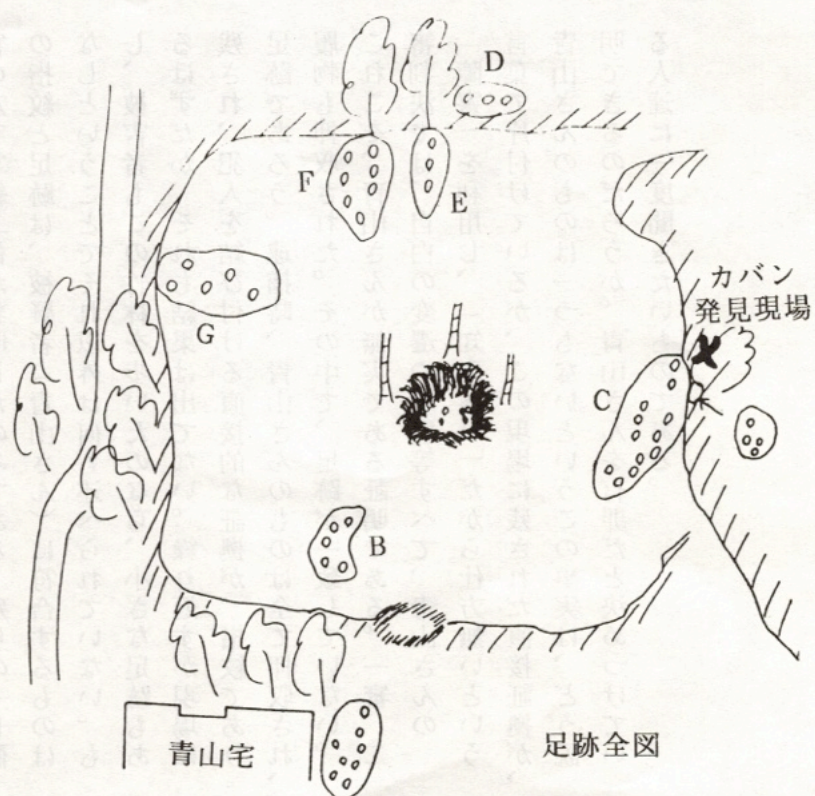
一二日は、午後三時五分から午後五時三〇分の間に、竹林全体から全部で七八個の足跡を確認し、そのうち採取可能な三八個を採取している。ここで、まず問題になるのが、現場足跡の対象写真である。表を見ると、D、E、F、G地点は、採取された足跡の写真は全て撮影されているが、B、C地点は一对一对応の写真がひとつも開示されていない。それぞれ一枚ずつ写真はあるのだが、B地点の写真は、被害者の頭の上にあった石を移動し、その石を撮り、背景にB地点の足跡が残っている程度で

ある。また、次の一二日の朝、被害者のカバン等遺留品が発見される現場のすぐ近くのC地点は、一ヶ所から、一五個のうちNo一〇No七までを撮影したものしかなく（これもはっきり確認できない）、C地点の残りのNo八〇No一五までの写真はどこにも開示されていない。これと関連して次に問題となるのが、カバンの発見現場とC地点のとの距離がわずか三mということである。しかもC地点から東側は傾斜になっており、いくら雑草がはえていたとしても、C地点で一五ヶ所の足跡を確認、採取していたのなら、もしカバンがその時あれば、発見できていたと思うのだが、なぜか、この一二日には発見されずに一二日の捜査開始一〇分後に発見されるのである。またこの一二日分のC地点No八〇No一五までの写真があったて、カバン発見現場が背景に移っている写真があるかもしれない。もし、その写真にそのカバンが写っていないと、青山さんが一二日の夜にカバンを投げに行くのは不可能だから、青山さん〃犯人説が崩れてしまうのである。だから、都合の悪い証拠を隠し、C地点での写真を全部開示していないのかもしれない。ともかく、足跡C地点No八〇No一五の写真が全く無いのだから、これはやはり不自然とは思えない。そして、一二日になって、カバンが発見され、その付近から不鮮明な足跡痕四個と、付近

の竹から、けんちよな土のほりの指紋一個を採取している。このようにして、足跡計五二個、指紋計一九個が採取されたわけだが、鑑識結果は、井戸穴付近から採取した指紋一八個のうち、警察医の左手指紋一個と、警察官の左手掌紋二個が判明したのみである。残りの一七個の指紋と足跡は、被疑者（青山さん）に符合するものはなしということとそれ以外は何も述べられていない。もし、被害者もこの竹林を歩いたのなら、小さな足跡もあるはずだが、それも結果は出てない。繰り返すが現場に残され、犯人を結び付ける直接的な証拠が、指紋であり足跡であろう。逮捕時、青山さんのものは全て押収され、履物も押収された。その中で、足跡が一致していない。これこそ、青山さんが無実である証明である。一審、二審判決では、自白の変遷や矛盾等すべて、青山さんの「障害」を利用し、「知恵遅れ」だから仕方無いという言葉で片付けているが、この現場に残された直接証拠が、青山さんのものは一つもないというこの事実、どう説明できるのだろうか。青山さんを有罪だと決めつけている人達に一度聞きたいものである。

現場足跡の対応表

地点	確認された個数	採取された個数	1対1写真のあるもの
B	5	5	なし
C	15	15	なし
D	14	3	D ₁ 、D ₂ 、D ₃
E	6	3	E ₁ ～E ₃ (1枚)
F	33	7	F ₁ 、F ₁ ～F ₃ F ₂ 、F ₃ ～F ₇ (4枚)
G	5	5	G ₁ 、G ₂ 、G ₃ 、 G ₄ 、G ₅
合計	78	38	



獄中医療について

この4月から、青山さんが歯痛を訴えられ、救援会としてかなりあわてて動いたことがありました。この背景には、獄中医療のひどさがあります。ここで獄中医療の実態について簡単に触れておきたいと思います。

獄中での医療の劣悪さは体験したことのない人には想像もつかないほどだという。

そもそも医療の名に値しない、といった方が正確かもしれない。

医師が少ない上に、担当看守がたいしたことがないからと勝手に判断して医師の診察を受けさせない。熱があつたり、体調が悪くて横になりたいと思っても、医師の横臥許可がない限りは、房内で横になることも許されない。使われている薬も何の薬かよくわからない。以前は一般の薬局では売られなくなった古い薬が獄中で使われたりしていた。

38度の熱がないと風邪とはみとめない、歯痛を訴えても応急処置として薬をつけるだけ、歯科治療は順番があるので、希望してから数ヶ月待たされるなど、獄中者の医療を受ける権利はないに等しい。

しかも医師を選ぶことはできないし、夜間や休日などは受付けてもらうこともできない。

昨年度から実施された土曜閉庁（第二、第四土曜日を閉庁とする）のおかげで獄中者はさらに制約を受けるようになった。

昨年6月22日の産経新聞に「土曜閉庁の悲劇、会社員が……拘置所で発病・急死 糖尿病 当直医がたった1人」という記事があった。記事によると、道交法違反で収監されていた49歳の男性が、糖尿病性昏睡・急性腎不全のため急死したが、症状が悪化したのが閉庁の土曜日だったため、専門医がおらず、対応が遅れた。しかし死因に不審があったため司法解剖したところ、実は死因は肝臓壊死であることがわかったというもの。十分な検査と早期の治療が行われていれば急死する可能性は低かったと指摘されている。

人が健康を維持するには、運動・日光浴・入浴・栄養のバランス・睡眠・ストレスのない環境などが必要である。しかし獄中ではこれらの条件を満たすことは至難のわざである。陽のあたらない居房、絶対的な運動不足など悪条件の上に劣悪な医療。獄中者にとって健康を維持するには、相当な努力が必要である。

また土曜閉庁のおかげで、運動・入浴も回数が減らされている。すべてが獄中者へのしわよせとなるのだ。

青山さんの場合も、4月に歯ぐきが剥けて、夜も眠れなかったことがある。歯肉炎だったらしいということは、あとで森医師が面会してわかった。今は青山さん本人ももう治ったと言っているが、今後どうなるかわからない。獄中者の医療を受ける権利も守られていない上に、青山さんが症状を訴えても、職員がきちんと対応するかどうかはわからない。

獄中では何ごとかがまんざせられてしまうからだ。青山さんを守りぬくために、獄中医療を監視していくことが重要だと思う。（菊池）



本当はやってねえもの

——自供調書を読む——

青山さんの自白については、警察官による調書が八通、検察官による調書が六通ある。勿論これは公判に提出されているものだけであり、公判には出されていない調書、それも否認調書がある事がはっきりしている。公判に出された調書にしても、取調べ内容をそのまま全部書いてあるわけではなく、取調べを録音したテープと比べてみると、内容を選んで取調官が作文している事がわかる。その様に「厳選」された調書でありながら、その内容は客観的事実と様々に違っている。

①油について。これは家庭で使うサラダ油なのだが、青山さんの自白では、その使いみちについて、ひとつは

被害者の恵津子ちゃんに飲ませたら喜んで飲んだとい、さらに恵津子ちゃんの衣服、カバン等にふりかけ、火をつけて燃やそうとした事になっている。

しかし恵津子ちゃんの胃の中からは油は全く検出されていないし、油をふりかけて燃やそうとしたにしても、衣服以外のカバン等には油は付着していない。

②衣服、カバンの処理について。自白では手提げカバンの中に衣服、クツも入れて、ほうり投げたことになっている。

しかし実際に発見された時の状態は「雑草の上にひとまために置いてある」といった風であり、とてもほう

り投げられたものとは考えられない。

③石。青山さんの自白では、古井戸にまだ元気な恵津子ちゃんを入れて、一二m離れたところ迄、重さ一五kgの石を取りに行き、その石を古井戸の上から恵津子ちゃんの頭の上に落とすことになっている。

しかしそれが事実なら、恵津子ちゃんは元気でピンピンしているのに、その間も古井戸内でじっと待っていた事になり、石を落とされる時も、よけもしないで頭に当たるままにされたことになり、とても考えられない事である。

その他、犯行の順序が聞かれるたびに変化する事、被害者の恵津子ちゃんが、その時々どんな表情をし、どんな反応を示したのかについて、自白では全く述べられていない事。これらからも、青山さんの自白がウソである事がわかる。

青山さんの自白に関して花園大学の浜田寿美男さんに自白の鑑定をしてもらい、最高裁へ提出している。それはB五版で七八六ページにわたる膨大なものだが、その鑑定書から一か所だけ引用させてもらう。抜粋で申し訳ないのだが、青山さんが犯人でない事がよくわかってもらえと思う。

——最後の、この同じ文脈で次のような供述が出てくるのを見たとき、これは被告人Ⅱ真犯人とする（可能性1）の線で、およそ理解できない。

かまわないよ。犯人でもなんでも。

どうして俺が犯人になっちゃったのかな。

いくら言っても同じ、いくら言っても同じですよ。

死んだ方がましだな、これは。死んだ方がよっぽどいいわ。

真犯人が本件追及の果てに、このような言辞を吐くことが考えられるだろうか。もちろん論理的にはありえない。しかし、現実にはこのようなことを言う真犯人がいるとすれば、その人物は、よほど空とぼけた、そして屈折した思考の可能な、胆力に富む人間でなければならぬ。

「かまわないよ。犯人でもなんでも」

と言える犯人、

「どうして俺が犯人になっちゃったのかな」

と言える犯人となると余程の人物と言わねばならぬ。単純素朴な被告人には、およそ考えられないことだと見えるのだが、どうだろうか。

逆に被告人Ⅱ無実の（可能性2）の上では、追いつめられ、時に開きなおり、時に自らのおかれた境遇をいぶかり、また時に諦め、捨てばちになって、こうした言葉を吐く心境は容易に想像がつく——

自白の鑑定書を読んで

僕が思うこと

青山正さんとは、一度拘置所であった。みょうに人なつっこい親しみのある人だった。「もうなれちゃって……」よくそう言っていた。青山正さん自身拘置所での生活のほうがいいのだろうか。そんなわけない!!「障害」者が生きやすい地域で生活するほうがいいに決まっている!!そう胸を張って言いたい、それは、青山正さん自身を感じることであって、僕が決めつけることは決してできない。青山正さんは「精神障害」者で、野田事件という、千葉県野田市で関根恵津子ちゃん強制ワイセツ事件において、警察の体質もあるのかもしれないし、また僕にも関わってくるのであるが、地域住民の「障害」者に対する予断と偏見でもっ

て、青山正さんは犯人に仕立て上げられた。ここで、青山正さんが、やった、やってないと白黒をつけるのではなく、この事件が冤罪と呼ばれるゆえん、「障害」者である青山正さんが逮捕され、警官との間で話された話し(自白)の中で僕がどの様に感じたか、どこまで感じれるかに挑んで以下に述べたい。

自白の鑑定書において「西山鑑定では、被告人の心的特徴として、『他人に対してげいこうする傾向も著しい。分かってないことを分かっているかのように答える傾向が強い』と指摘し、『質問を繰り返すと回答を撤回したり変更する場合もしばしば見られた。知的「障害」のために自己の意図の形成にも数々の困難があったが、被影響性が強く自己の意志貫徹することができない』と判定している。このことを考えれば当然にして、被告人の自白ならび自白維持への懸念はおおきくなる。」とある。僕はこれをどう

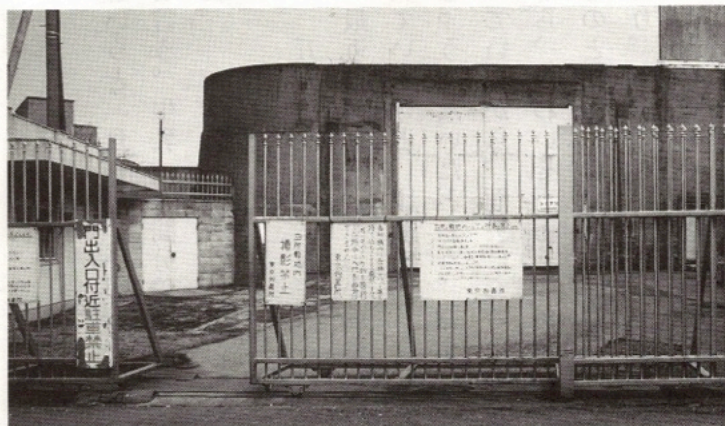
いうふうに受けとめれば良いのかでんで分らない。実際、青山正さんは、上記のような「個性」を持っているのであろう。しかし、もっと素直に青山正さんの言葉を理解することは不可能なのであろうか。以前までの僕、大学に入学し、「障害」者と出会う前までの僕であれば、その青山正さんの「個性」を悪用してというか大学に入るまでの僕は、「障害」者により近寄りたくないとか、さげすんでみていたりしていた。また「障害」者に対することではなかったが、周りの友と自分をしつように比較し、自分の下にくる奴を探していたし、上の奴をねたんだ。そんな奴が青山正さんと会っていたら前記の西山鑑定で出ていた青山正さんの「個性」を僕の有利なほうに利用し、青山正さんを殺していたかもしれない。一番僕はそこに腹が立つのである、一番怒るのである。だから、西山鑑定を正視したいのだけれど、なかなかでき

ない。本当に僕に腹が立つ。

自白の鑑定書の中には「アリバイ追及の場面」というのがあり、「取り調べ官と青山正さんのやり取りの中に取り調べ官が「……は嘘だなあ」と青山正さんに話している部分がある。青山正さんの回答を現実的には簡単に証明できるはずはない。にもかかわらず、取り調べ官はこの論法で青山正さんを追及する。青山正さんが無実かもしれないという可能性を顧みること無く、断固として青山正さんを追及する、つまり、取り調べ官は、この尋問の過程で青山正さんを犯人とする犯行イメージを確固としてもち、その前提の上で追及しているのである。」といった内容であるが、僕はそんなことはしたくない、もっと歩み寄っていきたい。他に感想はない。今の僕では、それを感じるので精一杯である。また、「一つ、一つの犯行要素について、その理由、動機が一切触れられてないために、一

体どういう自白なのかすら、白紙で読む限り見えてこないのである。」「青山正さんが自らの体験記憶を直接自発的に引き出すのではなく、取り調べ官の言葉での誘導、そして描画での補助によって、巧みに取り調べ官の土俵の上に乗せられてしまっていることである。」とある。「精神障害」者、青山正さんの西山鑑定書の中にあった「個性」では語り尽くせない「優しさ」が警察や地域住民、いや僕によって「いのように利用」され、自らを守るため偏見をもって、青山正さんを殺してしまっている。そこには、まさに「障害」者差別、ひいては、事件を片付けるための道具になっているようなかんがある。僕はそこに一番のいきどおりを感じそのいきどおりを一つずつ自分の中で変革させたい。それが、僕が青山正さんに近づいていける道だと思うし、僕はそれでいいと思う。

坪内スラッシュ克己



青山さんが閉じ込められている東京拘置所

青山さんとの面会日誌

(一九八九年三月～一九九〇年二月)

一九八九年

三月八日 (M)

雪も降って急に寒くなってきたので、体は大丈夫かと聞く。それと衣服は自由に着たり脱いだりできるのかと。弁護士は皆で探しているから、何か書類がきても不用意にサインしたり同意しないように伝える。(国選の選任をいってることが予想されているので)青山さんからはお金を入れてくれと言う。東京ではすぐにお金を使ってしまふと。Kさんによろしくとの伝言。

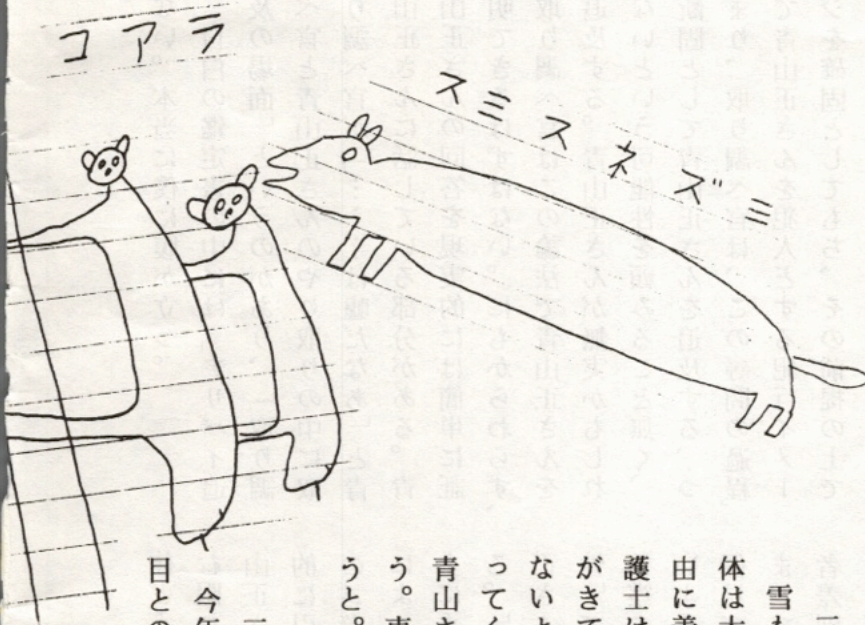
三月十八日 (A)

今年になってからの面会は私で五人目とのこと。元気そうなので、その事

をいうと「食事がいいから少し肥った」と言う。牛乳一週間分差し入れしてきた。

五月一日 (N)

最近は一週に三回ぐらい面会に来てくれているけど、手紙を出さないと忘れちゃうみたいだと言う。遠くの人は働いているから、面会にくるのも大変だから、かわいそうとも。毎日何しているのと聞く。普段は本を見たり字書いたり。五月にこいのぼりでお菓子を食べたと。見るからに元気そうなので、その事を言う、元気すぎてこまっちゃう、ご飯も足んなくてパン買って食べていると言う。そして裁判について、一回目は長かったけど二回目は長くないそうだ。





五月一九日 (K)

六月二一日の裁判に出られるように、健康には気を付けているとのこと。寝られるし、良く食べているという。東京拘置所の運動場は松戸のより広いので走っているが、雨の後はぬかるみで足が冷えるから走らないとのこと。お姉さんに手紙を書いているが、返事がないことを気にしているので住所が変わったことを伝える。新しい弁護士は冗談を言って笑わせる人だと言う。元気な人で私みたいな人だとのこと。それと最近は大阪からも面会に来てくれて、面会が増えて嬉しいとのこと。手紙は四分の一位は自分で読める。ひらがなは読めると。読めないのは、暇な時、先生(看守)に読んでもらうとのこと。もうすぐ誕生日だねというが、年をとるのはいやだという。私のほうが年上だよと言っても信用しない。年下だと思っているらしい。六月二日の誕生日に入るようにパイナップル缶と

大福、シトロソードを入れた。

五月二〇日 (A)

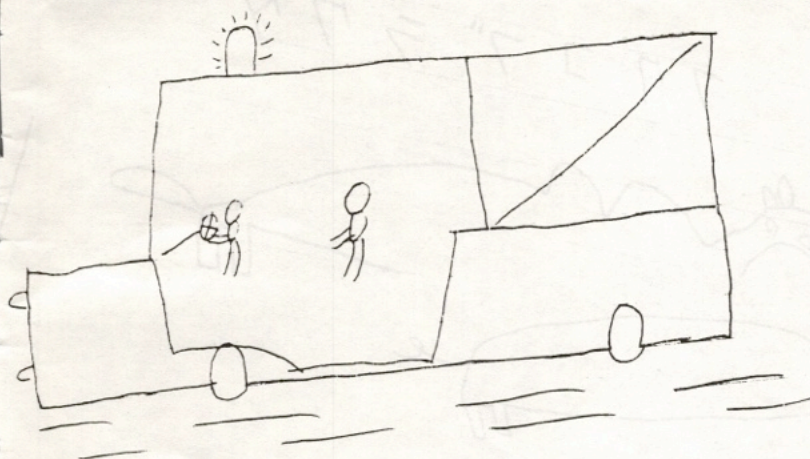
二ヶ月ぶりで面会に行ったが元気そう。青山さんは自分で少し肥ったという。もっと面会者を連れてきてほしいと言われた。

六月一九日 (N)

裁判、一月からだから、ずいぶん待ったという。この前、青山さんの家の近くまでいったので、静かでない所だという、たまにうるさいときがあるという答えだった。体はどうかと聞いたが元気だと。風邪をひいても水を飲むと治ってしまうという。

六月二八日 (M)

赤堀政夫さんのことを聞いてみた。青山さんは以前から知っていると言うので、「元気でがんばるように」という赤堀さんからのメッセージを伝えた。



七月一九日 (M)

長袖のシャツを入れて欲しいという。それに半袖も少し。そういえば着衣が少々汚れていた。それにお金がもう三桁しか残っていないんだという。確か先週一万円入っているはずだと思ったので、何に使ったか聞いてみると、ちり紙・封筒などだと言う。使い道をしつこく聞かれて少し不満げな様子だった。

八月八日 (N)

暑いのに長袖姿。でもわりとこざっぱりしている。前に面会した人が、青山さんはいつも同じもの着ているって言ってたという、そんな事はない、やだなあ、臭くないよう洗濯もしているんだと言う。広島「全障連」大会で、青山さんのことを話したことや、面会や手紙というメッセージを伝えたと言うと、さかんに照れたしぐさをしていた。手の爪が変色する病気になる

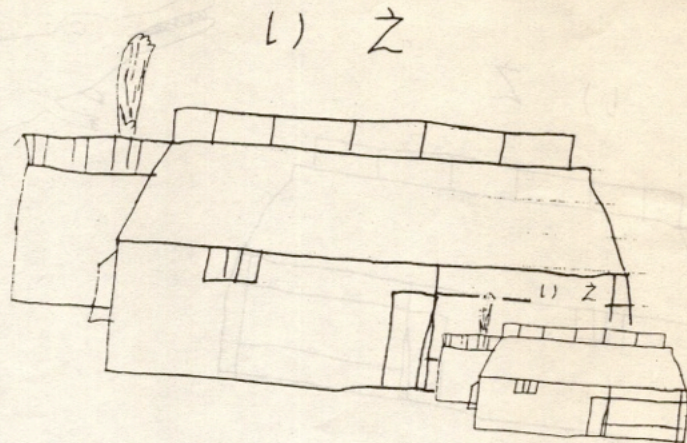
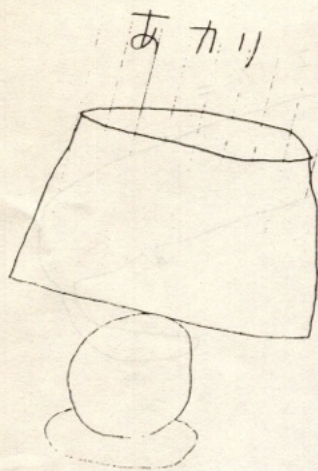
ったが、薬を飲んで今は治ったという。

八月二三日 (M)

今日は非常に暑い。青山さんも暑いだろうと聞くと中は風が入るから大丈夫だと言う。ただ、長袖の薄手のシャツが欲しいと言う。青山さんは本当に半袖が嫌いだ。(肌を出すのが嫌なようだ) 暑くても、私よりはずっと元気そうだった。

八月三十一日 (N)

私の顔を見るなり、『いやーだよ、本当にもう』と言うので何のことかと尋ねたら、待っていたのだと言う。最近面会者がなかったらしい。今度、青山さんのことを病院とか学校とかで働いている人が読む雑誌に書きたいんだけどと言うと、いやー照れちゃうなという。五日にだれか面会に来るっていつてたなと言うので、大阪の人だろうって言うと、なんでしってんのって聞き



返された。このあいだ京都に行って大阪の人と話したんだよと私が言うと、あんたには負けたよと笑う青山さん。なんだか今朝からお腹が痛いんだけど、午後になったら治ると思って医者に行っていないと言うので、痛かったら医者に診てもらおうように話をする。

九月一日 (N)

判決の後で元気がなくなっているのではと心配してきてみたが、変わりなく元気な様子だった。裁判のとき、外で大騒ぎだったから、その事を聞くと平気だったけど何か一人出されたんだって、そんなときはわかん無かったけどと言う。弁護士さんがきて、裁判もう一回やるべやって言われたから、うんと言った青山さん。それと大阪から面会に来てくれたと。目が見えないのに大変だと言う。

九月一三日 (M)

今日は元気そうで、ずっと笑っていた。裁判のとき。騒がしたこと、ごめんとあやまると、それより大丈夫だったかと逆に言われてしまった。

一〇月一八日 (M)

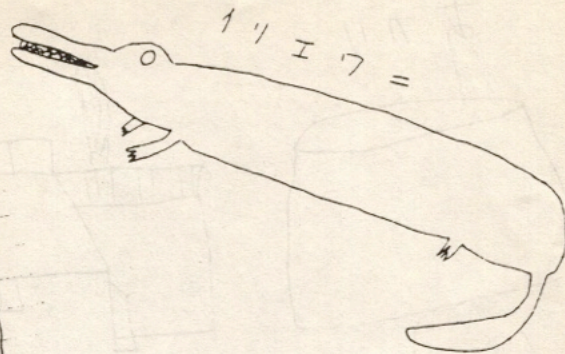
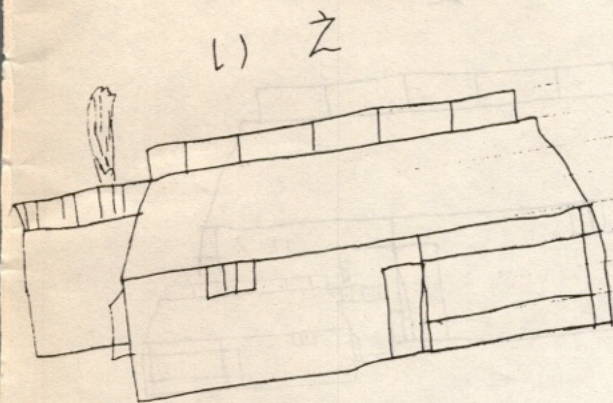
寒くなってきたので風邪のことを仕切りに聞くが、元気にしている。秋物、冬物は持っているものから出して着ていると言う。来た手紙は読んでるって聞くと、少しは読めている、文字は眺めているんだと言う。

一〇月三十一日 (N)

最初は例によってニッコリしてやーよ！私の手紙出したの読んでくれたか聞く。読んだ。ワニの書いてある奴。エッチねえと言う。

ワニがエッチ？どうして？

ワニはこれがあるから（と小指を立てて）エッチなのと言う。（何のこと



か分からない) 最近余り面会の人がないと言う。おじいちゃんになったからこねえのかなと言う。

一月一日 (M)

Dr・Mさんが最近来ないと心配するので、仕事始めて忙しいからだと話した。Nの書いたワニの絵はなんでエッチなのか聞く。かまってやろうと思ってそう言ったけどと笑っていた。

一月一三日 (?)

最近寒くてジャンパーが必要なくともあると言う。今日の青山さんの姿、上は長袖の肌シャツに黒のジャージの長袖、下は、ジャージのズボン。それから、これは青山さんが言っていたことだけれど、のどが渴いたとき、周りの人達はお湯、お茶を飲むけれど、青山さんは水を飲んでいるそうだ。

一月十五日 (M)

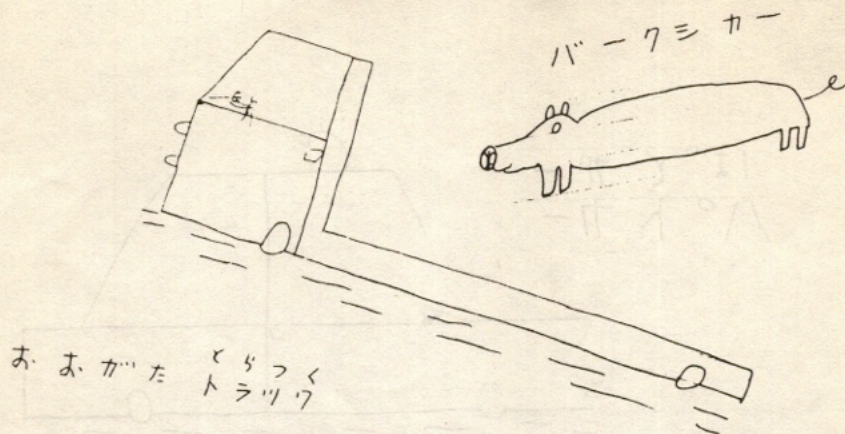
月曜日に新しい女の人 came だけれど、遠くの人で始めてなんで、旨く話せなかったよと言う。いつも手紙に書いてくる絵は動物の本や車の本を見て書いているんだとか。お金がなくて困っている様子だった。

一月二十九日 (M)

弁護人の選任のことを話した。書類がきたら「国」じゃなくて「私」の方に丸をつけてと伝える。お金は足りているからいいと言う。

二月一三日 (M)

Iさんとその介護者と三人で面会。関西のMさん覚えていたかと聞くと、どうしているだろうと言う。彼も介護者探しで来れないんだろうと話をする。女の弁護士が来たか聞いたら二回来たと言う。そして、Dr・Mさんが来ないと、Dr・Mさんは、偉くなっちゃった



からこないんだと言う。

一二月二五日 (N)

面会に来る人、皆冗談言うからよ、まいつちゃうよという。それにこの間新しい女の先生(弁護士)来たよ。若い人でよ、おれ照れちゃって年言えないんだよ。今日、また来るって言ってたよ。だからよ、こーきれいにしてよ(ヒゲを剃ったというしぐさ)照れちゃうからよと言う。体の事を聞くと、毎日水飲んでるから大丈夫だと。爪の病気も治ったという。ただ、金が無くてよ、服洗えねんだよと言う。(石鹸が買えなくてと言うことか)

一二月二七日 (M)

青山さんのほうからせきを切るように話してきた。前に私が、風邪をひいてた時、朝ご飯を食べないからだと言われたので、今日は食べてきたら下痢しちゃったといい、青山さんは大丈夫

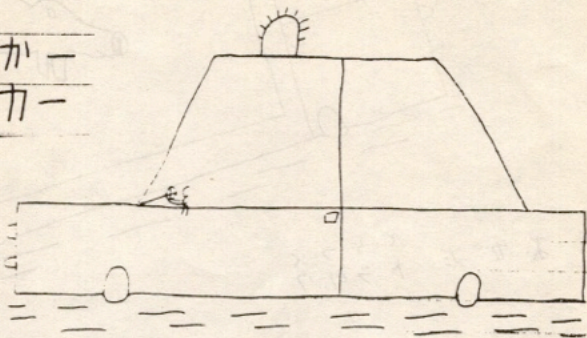
ときく。平気だよ、それに今日は寒いから重ね着してるんだと言う。Dr・Mさんがこないんでさびしいよと言う。来年一月でも二月でもいいから面会に来て欲しいと伝言を頼まれる。

一九九〇年

一月一日 (N)

Sさんと一緒に面会。部屋に入るなり、Sさんにこっちの人は始めてだね、こっちの人(N)は、マンガの人だけどと言う。そしてSさんに向かい、この人(N)は、アンテナがついててなんでも知ってるんだと言う。また、若いこれに(と小指を立てて)もてるんだよ、僕には内緒にしているけどもと言う。正月に知らない人から一杯葉書が来たと言う。知ってる人は七通ぐらいいだったけど。手紙は今、車にのっている人とか目の見えない人に書いてあるという話。

カー
と
ハ
ト
カー



一月二四日 (M)

最近初めて面会した何人かの住所が分からないので、手紙が出せないので手紙が欲しいと言う。今日の青山さんは、ずいぶんハイな気分のように思われた。

二月二日 (K)

青山さんの手紙に衣類の絵と字が書いてあったのでさつそく長袖シャツや縞のパンツなどを差し入れた。面会して、あんなこと書いてきたの始めてだねと話をする。自分で書いたのか看守に教わったのかと聞くと、自分でとのこと。衣類一〇枚ずつ差し入れてほしいって書いていたけど、一〇枚も入らないんだよと説明する。青山さんは何度も頼むのは悪いと思って一度に一〇枚づついれてもらおうと頼んだと言う。時間だと言って看守が立ち上がり、部屋を出て行ったあと、青山さんが小声で話したところによると、

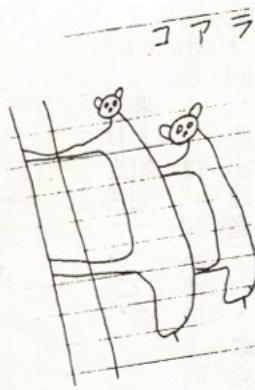
年賀状は看守は読んでくれないとのこと。

二月八日 (N)

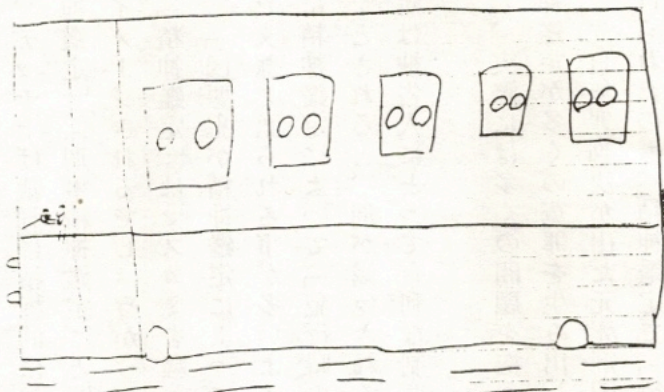
青山さんは、面会室に入ってくるなりズッコケて、みんながこれだつて(と小指で立てて)言うから、だれかと思っただけであんたかと言って笑う。この間、Kさんにシャツの絵だしたでしようと言うと、きゅうに声をひそめて、Kさんはお金持ちだからよ、入れてくれて出したんだ。そしたら喜んで持って来たんだと言う。だけど、どうしてかなという。これ(忍術のまね)かこれ(頭からアンテナ)でわかっちゃうのかなと、私が衣類のことを知っているのを不思議がる。

二月二〇日 (S)

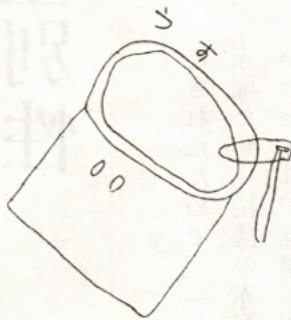
まだ面会二回目なので話題が出てこなくて困った。絵を書くのが青山さんは好きなんですと尋ねると絵は本か



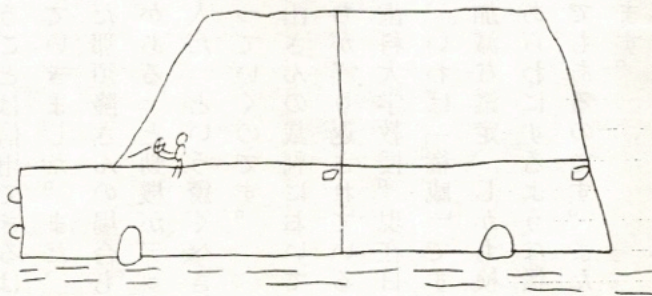
はす
バス
こうそく



ら写すんだ、夢中になって、ご飯の時
間も忘れて書いているんだよね。初め
は面倒だったけど、手紙は一〇枚くら
いまとめて書いて、一枚づつだすんだ
そう。運動はしますかと聞いたら、
今日は天気が悪いからずっと中にいた、
天気のいいときは外に出るけれど、足
が悪いから運動はしないんだとか。
車椅子の人がたくさん面会にくるけど、
体も悪いから週一度くらいでいいって
言ったんだと青山さん。最後にKさん
に伝言はと聞いたらお金を入れてくれ
ませせんかとすまなさそうにいつて
いた。



まっだ　ふあみりあ
マッ　　フマミリマ



精神鑑定の問題性・差別性

①「精神鑑定」って？

青山さんには、起訴前に1回（中田修鑑定人）、公判中に2回（西山詮鑑定人・逸見武光鑑定人）の計3回の精神鑑定がなされたのですが、中でも中田鑑定はひどい鑑定で、デッチ上げ裁判に積極的に加担するものでした。「精神鑑定」（刑事精神鑑定）と聞いたとき、皆さんは何をイメージされるでしょうか。

時々「精神鑑定」はマスコミを騒がせます。そういう時は、「凶悪犯が精神鑑定によって減刑されてしまう」といった文脈で語られる事が多いようです。

確かに精神鑑定によって「犯行時の精神状態に異常があった」とされると、刑が減免されることがあります。精神鑑定は被告人にとって有利な制度のようにもみえます。

しかし、実際には多くの問題を抱えています。その一つが精神鑑定が多くの冤罪を生み出してきた、ということです。先日無罪判決が出た元死刑囚赤堀政夫さんがデッチ上げられたのも、精神鑑定で「精薄」「性的倒錯」

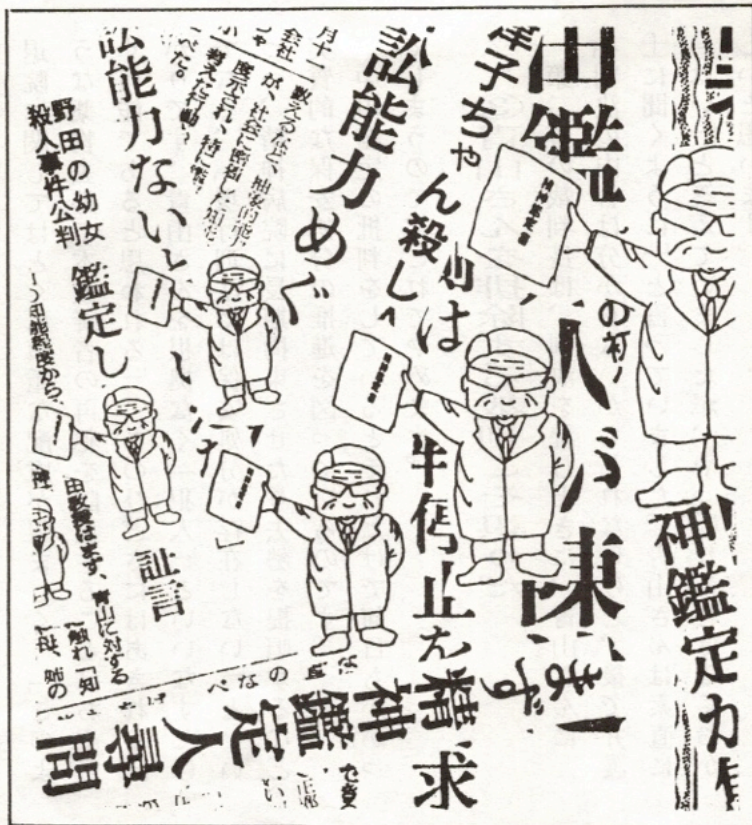
とされたためで、「こんな残虐な犯行を犯すのは精薄の赤堀だ」「精薄の赤堀のいうことは信用できるはずがない」とされ、冤罪が作られていきました。また、弘前事件の犯人にデッチ上げられた那須隆さんの場合も、精神鑑定で「無意識界には動機がある」と動機がデッチ上げられ、「心理学的には真犯人だ」という驚くべき鑑定がなされ、有罪判決につながっていくのです。

そして、残念ながらこの青山さんの裁判においても、中田鑑定において全く同じ過ちが繰り返されているのです。中田修とは、元東京医科歯科大学教授。現在日本で最も多くの精神鑑定をこなす、いわば「権威」です。しかし、中田は、ひどい、いい加減な鑑定、しかも検察側にたち被告に対する憎しみをあらわにするような鑑定を量産する、悪名高い「権威」でもあるのです。また、保安処分推進派の筆頭でもあります。

②中田鑑定の問題

精神鑑定で最も多い過ちは、聞かれてもない事について書くことです。その中でも最も悪質なのは、まだ事

件の犯人かどうか決まっていらないのに犯人だと決めつけることです。でも中田は、この最も悪質なことを平気でやっています。例えばさしたる確証もなく「(青山さんが「犯人」であることを認めた)供述の信頼性は充分にある」などと言ったのけたり、これだけでは気がすまなかったのか、「犯行が予謀的なものであることは間違いない」



ない」などと言ったことも言っています。

中田はこれまでも多くの冤罪事件の鑑定をし、何度も「こいつが犯人だ」と決めつけて、学会誌で批判されたり、時には判決の中で否定されたりしてきているのです。それでも中田は、性懲りもなく問題の多い鑑定を作り続けています。

中田鑑定の問題点はまだあります。中田は全くいい加減な論理で青山さんを「児性愛」と決めつけ、「これが動機となって犯行を犯したんだ」などと言うのです。青山さんは、中田の前でそんなことを一言もいってないし、むしろ「裸を見たくてやったのか」などと聞かれたときには「ちがう」ときっぱりと答えているのに、です。

それから中田は、青山さんの「処遇」にまで口を出します。そもそも鑑定書の中でこういう問題について触れること自体問題があるのですが、内容がそれにもましてひどいのです。いわく、「被疑者は、著しい精神薄弱者であり、しかもかなり強い性衝動を有してあるので、今後、社会に出た場合に同様な犯行をくりかえす可能性が充分にある。現行刑法には保安処分が存在しないので、このような精神障害者を隔離して処遇するためには精神衛生法第二九条を適用して精神病院に措置入院することが考えられる」「本被疑者のような重大事件の場合には、

退院に関してはとくに慎重な配慮が望ましく」「このような薬物去勢で本被疑者の再犯を防止することはおそらく可能であると思われる」。このひどさにはあきれるばかりです。青山さんを根拠なく「犯人」といいなすだけでなく、「現行刑法には保安処分が存在しない」といいつつ、精神病院に長期拘束させたり去勢を提唱するなど、実質的な保安処分の推進を図っているのです。

中田鑑定の批判をしているとそれだけで何日もかかってしまうので、これでやめます。

③青山さんを排除する裁判こそ誤りだ

第二審の裁判長は、判決を読むときに、青山さんに

「判決の内容は分からないかもしれないけど、後で弁護士に聞くように」と言っていました。青山さんは素直に「はい」と答えていましたが、やっぱりこれは凄くおかしいと思います。

他ならぬ青山さん自身の裁判で、青山さんに分からないことが語られるとしたら、それは凄くおかしい事です。そしてもっとおかしいことに、それを裁判長自身が認め、推進しているのです。この裁判長は、被告人質問のときも青山さんとうまくコミュニケーションがとれなくて四苦八苦していました。だったら反省して青山さんと話が

できるように考えればいいのに、それをしないで、青山さんには分からないところに裁判の世界を造り上げ、そこで青山さんを「裁く」といった全く許し難いことをしているのです。

そして、これは裁判長個人の問題のみではないように思います。青山さんになされた鑑定は、「責任能力」（「犯行のときに善悪を判断して行動する能力があったか」とか「訴訟能力」（「訴訟のとき自分の利害を判断して防御する力があるか」とかを検討するものでした。こういう能力をもとにした考え方には大きな問題があります。一つは、こういう「能力」が「ない」とされると、刑罰に問われないことになるのですが、青山さんは無実なのであって、「能力がないから刑罰にかけない」のではない、ということです。もう一つは、この議論は、さきほど述べたように、青山さんと離れたところにある裁判の世界を前提として、その距離を青山さんの責任にしてしまう、という側面にあることです。問題なのは青山さんではなくて青山さんを「裁く」場でありながら青山さんと離れたところに存在して安穩としている裁判、そしてそれを作り上げてきたこの社会のほうではないでしょうか。

ある「障害」者との関りを通して

地域に生きる「障害」者パート2

室生昌樹君という子がいた。彼は、一八歳という若さでこの世を去った。一九歳の誕生日まであと一ヶ月もなかった、けいれんによる突然の死だった。
.....

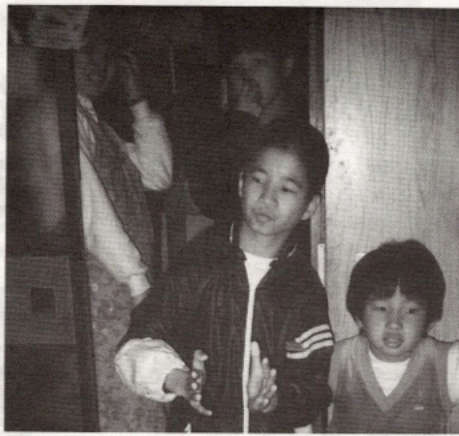
大阪府四条畷市の一角に居酒屋『室生』という店がある。この店で、私は、この店の看板息子であった室生昌樹君（マー君）を通し、その家族を通して多くのことを考えさせられた。私が、どうしてマー君に関わっていったのかという部分とどの様にマー君のことを捕らえどんな風に感じているのかという部分を彼の親の言葉を交えながら書

き進んでいこうと思う。

私の生い立ちを振り返るときに思うことがある。私は、小学校の頃、面白い日々を送っていた。学校では俗にいう目立たない、いじめの対象ではない子だった。手を出されていじめられた事はもちろん、当時、家の事情で母が一年のほとんどを家出という形で居なかったため、その頃の人気テレビ番組『みなしごハッチ』をだしにいじめられることもしばしばあった。家に帰ると、祖母と父からいじめられ、自分の存在する場所というものがなかった。いわば、生きることができなかった。

った。周りの状況に目が向くわけでもなく、その責任は、母を父を、そして祖母を恨んだり、自分自身のみじめさ、劣等感という気持ちの中に押し込んでいた。心の中では、『何でこうなんやろ』と叫んでいた。周りの人間は、信じられない生き物であり常に一人だと思ってきた、周りとの関わりがうとうしく思えて関わりたいたなんてこれっぽっちも思えなかった。

高校の二年の始まったばかりの頃、父親が、交通事故に遭い入院だけで一年半もかかるほどの大事故を起こした。その為に父は、左足が3cm短くなり、膝も悪くしてしまった。中途「障害」者になった。そんな父と外出するのが



居酒屋『室生』で

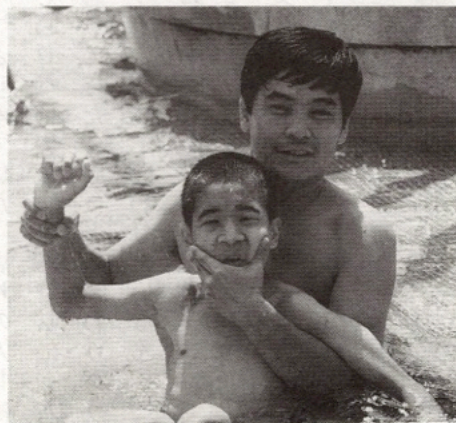
嫌だった。私の幼い頃の父との関係があるから一緒にいるのが嫌なんだと自分言い聞かせ、父の「障害」を無視した。大学に入学して大阪に来るまでそれでいいと思っていた。

大学に入学し、私の前に様々な「障害」者が現れた、私の生き方が変わっていくのが自分でも分かった。マー君もそんな私であった「障害」者の一人である。マー君のいる店に行くとマ

ー君が立ち上がって『オイ、オイ』とか『ニイ、ニイ』とか行って私たちを迎えてくれる。いつも笑っている。

マー君のような迎え方をしてくれる「障害」者がいなかったこともあり、戸惑いが隠せなかった。私の生きてきた道に「障害」者が、いなかったわけではない。しかし、その出会いは「障害」者を別の世界に考えていたために心に残ってなにか考えるというよりも自分と違うものとして考えてしまい問題意識として残っていない。自分が知らぬうちにでも「障害」者を殺していることにも気づかない。「障害」者と接することで初めて感じられるようになった。マー君の話をする親の言葉から「障害」者の現実が見えてくる。

『この子が小さいときはね。病院が三日に一回、勤めにいってても電話かかってきよってね。その頃（一九七一年九月まで）高校の食堂で勤めてたんやけど。子どものことがあって仕事途中



で抜けて帰ってよ、月曜日に勤めに行ったら、タイムカードの銭の計算してる。子どものことで病院行ったのに、首みたいになってしまった。上の者に自分の子どものこと言ってたのに、それが、社長まで伝わってなかったんや。ほんま腹立ったで。もうカチンときて辞めてしもた。』

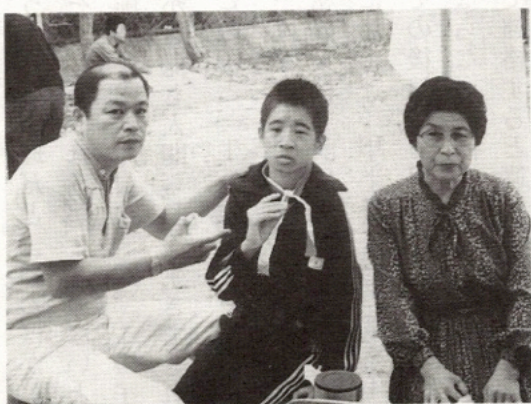
マー君は、とても人が好きだ。すぐに周りの人を楽しくさせる。私が、彼

と初めて会ったのは、地域にある「障害」者と健全者のふれあいを通して「障害」者差別を共に考えていくことを実践している『解放の家』と呼ばれるところでの餅つき企画（八八年一月）の時であった。頼り無さそうに見えた、足元はふらついていて誰かの支えが必要だし、手も足も細い、でも、元気がいい。『ニイニイ』だの『オイオイ』だの周りの人に近付いては、声を掛けている。人なつっこい子だ、よく周りの人に触れにくる。

学校に入ることも差別された。親は、語る。『校区の小学校に行こうと頼みにいくと「うちは、そういう子どもはまだ取ってない」「誰か付けられるのですか。どんな事できるのですか。」と聞かれて、「この子は、一人じゃ食事もトイレもできません。」って答えたら、「それでは駄目ですね。うちでは、受け入れられません。」って言われて、今度は、市の教育委員会を訪ね

たら「養護学校に行ってください」っていわれた。それから、ずっと養護学校や。』

マー君の最後（高等部三年）の運動会を仲間と一緒に見に行くと室生さんに言っていたので見に行くとなんと昼ごはんを持ってきてくれていてご馳走になってしまった。この日、マー君は、私が見たものだけで二つの種目に登場した。一つは、組み立て体操。も



運動会で昼ご飯

う一つは、でっかいボールを回していくものであった。楽しい音楽が流れていたこともあり、マー君はのりのりだった。この笑顔は、私にいろんな事を考えさせた。父親のこと、私の周りにいた「障害」者のこと、私の歩いてきた道。

店を七三年に開いてこれまでの事を語る。『ちよつとマーが触っただけでパツと帰ってしまう奴がおったり、マーに水かけよる奴がおったりした。さすがに水のときは、怒って店を追い出してもうた。よく、おちよくる奴も多かったな。店の中ではないけど、近所の子どもがマーを見て「お化けや」と言っていくこともあった。』

マー君と解放の家遊びに行くことが何度かあった。「障害」者と歩くことやたら周りの視線が気になるのは、なぜだろう。そして、その視線が、大抵嫌なものとして私に写るのはなぜだろう。腹が立つ。私が、「障害」児の子



養護学校のみんなと

といった時、唾をかける子どもや、ここで遊ぶなと言う親などに出会った。
 今までの私はどうなんだろうと思うと同時に許せない気持ちで一杯である。少しだけ優しくなれたかなと自己満足だと思う。

マー君は、養護学校の校等部まで行って卒業した。しかし、就職の願いは叶わなかった。親は語る。『授産所も尋ねた、職員の対応が悪い、はなから

うちでは無理だと言わんばかりだった。そんな所には行かせたくないと思った。施設は、考えなかった。この子がいたから俺も人間らしく生きてこれたんだこの子と一生一緒に暮らすんだ。』

最近、父親からの手紙が初めて来た。私の父は、前に書いたような「障害」に加え、一年半ほど前に脳卒中で倒れその後遺症で以前ほどからだが自由にならない。仕事もなく、やっと見付けて連絡すると遠回しに断られ続けている。生活の張りがなく寂しいと言うことをはじめて知らせてきた。……

マー君の就職を考えたとき、父のことが真っ先に重なる。労働って何だろう。まだ私には、良く分かっていない。でも、生きがいを見い出す事を阻んでいるこの世の中が憎い。

「障害」者の現実、差別の実態を知る中、壁にぶつかりながらも投げ出すことなく考え続けてきた。それには、今までの自分が変わってこれるなと思



えたことが大きい。おおげさに聞こえるかもしれないが人間解放だと思う。生き方を見つめる中で変わっていくものだと思う、マー君を通して親が変わってきたと胸を張って言うように私も胸を張って言えるほど変わりたいと思う。

(文責 パ)

野田事件、その本質

至るところに「障害」者差別

森 修

(青山正さんを救済する関西市民の会代表)

①学校教育からはじき出され

一九七九年、折しも養護学校義務化の一年目ともあって、教育現場は混乱の極致であるように記憶している。なぜ、冒頭にこういうことを書くかというと、やはり青山さんも広い意味で養護学校義務化の犠牲者であると考えからである。能力主義がはびこっている世の中で、「障害」者は「悪だ」という発想をもとに、世の中が成り立っているからである。知恵遅れの「障害」者である青山さんが、養護学校に行かずに地域の学校へ行ったという事を少しばかり探ってみよう。別に野田地

区が統合教育とか解放教育が進んでいるから地域の学校に行けたのではない。ただ、青山さんの「障害」の状態が適当に軽く、いわゆる身辺自立ができたから受け入れられたと推測する。これこそまさしく行政のいい加減なところで形だけのものではなかったのだろう。一年遅れて青山さんは小学校に行きだした、入学当初の成績とか出席日数を見てみるとかなり学校に興味があったことがうかがえる。しかし、お姉さんが中学へ入学すると同時に、出席日数、また青山さんの得意の図工の成績もがたっと落ち、学校に行くのが嫌になったことをしめている。物理的

な支え、精神的な支えが、お姉さんだけだったと言っても言い過ぎではなかっただろう。野田事件が起こり、青山さんが冤罪でつかまり逮捕された要因の一つに当時の担任の供述調書があるがこれを引用してみよう。

……当時、青山君は五年生でした。いわゆる精薄児で、勉強は全くできませんでした。字も書けなかったと思います。青山君はただ教室にいたといった状態で、授業には全く参加していませんでした。授業中、教科書を一枚ずつずつとめくり続けたり、自分のしたいことをしていました。しかし、他の生徒の邪魔をすることもなく、いつもじ

つと席に座り、口をきくこともありませんでした。私が話しかけても殆ど答えず、時々こっくりと首を振ったりするだけでした。このような青山君でしたが、非常に頑固なところがありました。授業中に小便ばかりか大便まで漏らしたことが時々ありました。一旦席に座ったら絶対動かないため、便所にも行かなかったのです。私があるような青山君の洋服を脱がせようとしても絶対にさわらせず、また、帰って着替えをしてくるようにいっても絶対に帰りませんでした。青山君の家も余り教育熱心とは言えず、授業参観・PTAの会合などにも一切顔を出しませんでした。一度私が家庭訪問したときにも、家族の方は留守で会えませんでした。

この調書ひとつ取っても、人権の大切さ、「障害」児教育のありかたなど全く感ずることができない。もっと強く言えば、この人が教育者たる者の発

言とはとうてい思えないし、もちろん怒りさえわいてくるのである。青山さんは中学校の入学式だけに出席し、後は皆無といっているほど行っていないのである。総じて、青山さんの学校生活は、自己主張を奪われ、健全者社会から完全に弾き出された一つの要因であることにちがいない。

② 孤独な生活・労働

そして、青山さんにとっての労働とは何だったのである。「障害」者にとっては、比較的運が良く、工場に働きに行くというチャンスを得たが、「障害」者に対する偏見、あるいは人間関係を作ることと奪われてきた青山さんにとって、耐え切れない世間の冷たさにどうしようもなく、一週間経たずして送り返されるという現実があったのである。そして家で内職をする事になるのである。少しここで、青山さんの家での生活をかいま見てみよう。

朝は九時頃起き、清涼飲料水にちよつと毛の生えた程度の栄養ドリンクを飲んで、職場に行き、唯一の楽しみであるラジオを聞きながら、口紅の蓋を削っているという単純な作業を繰り返していたのである。唯一の話し相手といえは六〇過ぎのお母さんである。

このような生活実態をみて、どこに凶悪で人を殺すような、また、目的が性的欲求を満たすためと言っているが、彼のどこに性的興味を持つような環境があるのだろうか。私も同じ「障害」者で、同じような環境で育った一人として、あえて書かせてもらいますが、ラジオを聞いたりテレビを見たり、六〇才ぐらいの母親相手に話をしていたら、確かに女性に対して憧れを持ちますが、それは憧れにすぎないのであって、運動に入る前までは結婚とかあるいはセックスとは自分ができないものと諦めが先に立ち、そこまで発想がいかないのが現実ではないだろうか。

ちなみに私も二八才になるまで、女性の体の構造は知らなかったことが事実として存在する。こういったことさえ知らずに、果たして、青山さんが凶悪で性的欲求を満たすのみの犯罪を犯すだろうか。性格的に単純で、頑固な青山さんが、果たしてああいった緻密で計画的な犯罪を犯すわけではないのではないだろうか。そういった「障害」者問題からの視点から見た中田鑑定は、あるときは非常に重度の知恵遅れとして扱い、ある時は健全者並みに扱い、全ての面に関して一貫性がなく、「知恵遅れは何をするか分からない」という偏見だけが満ち満ちた鑑定であることは言うまでもない。

事件が起きた当日、家族でさえ青山正さんがやったという疑いを持ち、それを本人に問い質すということを読んで、やるせない気持ちでいっぱいである。

③この事件こそ「障害」者差別

の典型だ

結局、客観的に書こうとしていたが、まさしくこれは「障害」者差別の表れ方の典型的な事例の一つではないかと思う。「障害」者が生まれてくる前から「悪だ」というレッテルを貼られ、そういった発想のもとに邪魔な存在、うっとうしい存在と決めつけられ、邪魔モノとして一生を終わるのが一般的な見方であろう。こういった存在を巧みに操作し、策動したのが宮崎四郎をはじめ、国家権力の保安処分の先取りである中田鑑定ではないのだろうか。私は青山正さんの事件に関わる前までは余り裁判のことを知らなかったが、ちょっと視野を広げて、他の幼児誘拐暴行殺人事件の判決文を調べてみた。それに比べても野田の第一審判決文は

余りにもペラペラで、事件の内容さえ把握できないといったものである。あれだけ凶悪な犯罪を裁くには内容が乏しすぎるし、懲役一二年というのは、余りにも不自然さが残るものではないだろうか。いかにも「障害」者であることを情状酌量したように見せ掛けてはいるが、裏返してみれば自信のなさがあるには表れているのではないのだろうか。法の前では人間は全て平等の筈であろうが、巧みに「障害」者であることを利用しながら犯人と決めつけ、捜査もいい加減であり、物証も無く、自白のみによりどこを見付けそれに警察が頼っているのは非常に珍現象としてしか見ることができない。

この前、私も現地調査に行き、青山さんが殺害したという現場の古井戸跡の穴を見たのだが事件当時よりだいぶ浅くなっていたにもかかわらず、青山さんが入っていたはずをし、殺人を犯すことなどは全く想像できない。また、

野田の瀬戸地域の住民の反応はまさしく臭いものには蓋をしるといった表現がびったりくるような地域である。

④差別への怨念をぶつけ、

「障害」者解放運動を

こうして、青山さんは凶悪犯人に仕立てあげられてしまうのだが、優生思



想、隔離教育の矛盾、働かざるもの食うべからず、あるいは精神「障害」者はなにをするか分からないという決めつけ、こういった矛盾を少しづつあげ、「障害」者差別を告発し、思想としての「障害」者解放運動の中で赤堀さんが帰ってきたと同様に、どんなことをしてでも青山さんの無実を勝ち取らなくては、「障害」者解放運動が成立しないとと言っても過言ではない。層とし

東京での署名運動



ての力で、青山さんの怨念、また、「障害」者差別の怨念を裁判所にぶつけ、たとえ圧倒的な少数とはしても「障害」者運動の力を出しきり、数が全てを決めるという価値観を今こそ我々の手で覆すことがこれからの我々の課題であろうし、「障害」者の生き様にも関わってくるのではないのだろうか。全ての価値観を覆すためにも、青山正さんをシャバに取り戻さなければならぬ。



関西での集会

編集後記だよん



私が、野田事件をはじめて知ったのが前回のパンフレットを読んだときでした。そして、今、私が、このパンフレットを作っている。なんか考え深いものがあります。この一年、貴重な体験をしてきました。しかし、青山さんはその貴重な時間を獄中に一〇年以上もの間、閉じ込められているのです。とうとう最高裁という局面を迎えている今、青山正さんの自由を、無罪を勝ち取っていくためにみなさん頑張りましょう。最後にみなさんに多大なご迷惑をかけようやく新パンフレットも出来上がりました。本当にありがとうございました。

(K・U)

前回パンフレットより、物証などを少しでも分かりやすくと心掛けたのですがどうでしょう。読まれた方の意見をぜひ聞かせてください。

(I・H)

なんと四月に出るはずのパンフレットが：

七月の終

りになってしまいました大変ご迷惑をおかけしました心よりお詫び申し上げます。このパンフレットを作るにあたり、大変多くの人達に原稿を書いてもらい、つらいつらい(ビール飲んでたけど)徹夜の仕上げの作業を多くの人に手伝っていただきました。みんなの熱意と愛と青山さんをシャバに取り戻したいという気持ちの大変こもったものに仕上がりました。このパンフレットは、みなさんのこれからの始まりです。何か感じた人、何かよく分からない人、いろんな人のいろんな声を私たちは待っています。(P)

P・S 高槻の山田由美子さんから支援メッセージを頂きましたが締切りに間に合いませんでした。なんらかの機会に紹介させていただきたいと思います。

青山正さんの無罪を一日でも早く勝ち取るために
私たちは、面会、現地調査、署名運動への参加、
学習会開催や入会を呼びかけます。
みなさんのご支援を心から要請します。

◆青山正さん救援会

東京港区新橋2-8-16 石田ビル
救援連絡センター

☎03(591)1301

◆青山正さんを救援する関西市民の会

大阪市東淀川区東中島4-1-15

障害者問題資料センター・りぼん社気付

☎06(323)5523

1984年8月20日第三種郵便認可（毎月6回 1. 5. 10. 15. 20. 25の日）
1990年7月31日発行 K S K 増刊通巻第 290号



発行人・関西障害者定期刊行物協会
大阪市東成区中本一丁目三十一番六号
ベルビュート森の宮二〇七号

編集人

青山正さんを救援する関西市民の会

大阪市東淀川区東中島4-1-15

障害者問題資料センター・りぼん社気付

☎ 06 (323) 5523

定価六〇〇円

（付録・控訴審判決文）